

児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 3 保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究

子ども家庭福祉研究部	山本恒雄・庄司順一・有村大士
研修員	新納拓爾 (神奈川県保健福祉部)
嘱託研究員	板倉孝枝 (京都府立大学大学院)
	根本 顕 (神奈川県相模原児童相談所)
	佐藤和宏 (神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所)
NPO 法人子育て運動えん	伊藤悠子
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	坂井隆之
大阪市中央児童相談所	久保樹里
神奈川県中央児童相談所	鈴木浩之
大阪府中央子ども家庭センター	中島 淳
児童養護施設神戸少年の町	野口啓示
関西学院大学	前橋信和
NPO 法人チャイルド・リソースセンター	宮口智恵

要 約

本研究は、児童相談所の様々な保護者援助の手法について、その効果、妥当性、評価や適する保護者の見極めについて検討することを目指して計画された。平成 21 年度は子ども虐待相談における児相の保護者支援の基礎的な枠組み、特に親子分離後の保護者指導、親子関係の修復援助における児相の指導・援助の枠組みを把握することを目的とした。調査では 113 か所 (回収率 52.1%) の児相からの回答を得た。事例については 988 事例の回答を得た。結果的にはかなり複雑な指導援助の実態がうかがわれることとなった。指導の枠組みとしては①相談受理～分離保護の方針決定期、②親子面会までの交流準備期、③施設からの保護者と子どもの外出設定までの面会期、④子どもの保護者宅での外泊設定までの外出期、⑤引き取りまでの保護者宅への外泊試行期、⑥引き取り以後の在宅指導期、の 6 段階の親子の再接触を軸とした指導の枠組みがある。(これらを親子の段階的再接触と呼ぶ)。ただし、実際の事例からはその実施が計画的であるものとそうでないもの、全く計画されなかったものがあり、また 1 年間の家庭引き取り件数のうち、入所 2 年以内が 63.2%とわかって短期に家庭復帰する事例が多いことが認められた。このうちの約 40%には何らかの段階的接触を行ったと報告されているが、そもそも短期の入所には保護者のレスパイト目的から保護者への指導目的まで目的が混在していること、保護者の強い引き取り要求や子どもの施設不適応、無断外出による家庭復帰なども含まれている。またこれと並行して一時保護の長期化によって、一時保護のまま、施設入所と同等の過程を経て家庭復帰している実態が一部の自治体であり、この点からもより詳細な検討が必要であることが明らかとなった。

キーワード：家族再統合 児童相談所 保護者援助

A Study on the System for Supporting Family Preservation in the Child Guidance Centers 3: Efficiency, Validity, Evaluation and Discerning of the Parents' Supporting Methods

Tsuneo YAMAMOTO, et al.

Abstract : This study was planned in order to consider the methods of supporting the various parents in case of child guidance centers, and its effectiveness, validity, evaluation and prospecting the suitable parents to them. In 2009, the study aimed to understand the basic framework for child abuse guidance, particularly on a parent guidance or a restoration between the parent and the child provided after the separation. 113 papers(52.1%) and 988 case records were answered by the centers. The guidance framework according to the remaking contacts were shown as below; 1. Policy decision making period, 2. Interchange preparation period, 3. Parent visiting period before setting them out, 4. Outing period before setting overnight at the parent's home, 5. Overnight trial period before returning home, 6. At home guidance period after the child returned home. Some of the cases, however, showed that they were not planned to make the procedures at all, but the reality was that 63.2.% returned home within 2 years. 40% of those returned cases were reported taking any kind of steps, but they were still short term cases that their purpose of separation could be respite or parent guidance, and the reasons of strong demand of parents, child's maladjustment to the residential care etc.. On the other hand, many local governments keep children at the temporary shelters that making them experience the same procedures as in residential care. In this perspective, we need to consider this matter in detail.

Keywords : Family Preservation, the Child Guidance Center, Parents' Support

I 研究目的

この研究は、児童相談所(以後 児相と表記)が子ども虐待相談に対応するための課題において、平成19年度の児童虐待の防止に関する法律と児童福祉法の一部改正による、児相等が実施する保護者への援助の強化と、それに関する厚生労働省の通知(「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008)をふまえ、様々な保護者援助の手法について、その効果、妥当性、評価と適応する保護者の見極めについて検討を加えることを目指して計画された。具体的には現在全国の児相で実施されている様々な保護者支援、家族支援手法について、その実態を把握し、効果や評価の方法、妥当性について調査と検証を行うことにより、今後の保護者援助において、より効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、それぞれの手法の効果的な活用方法と発展可能性を明らかにすることを目的とする。研究は平成20年度より3年計画で今回は2年度目の研究報告である。

II 研究方法

全国の児相が子ども虐待相談において実施してきた保護者支援、家族支援の実態について、平成20年度は、その現状把握のための実態調査として平成19年度に全国の児相で実施されてきた子ども虐待相談における保護者支援の実態についての調査とヒアリング調査を行った。平成21年度はその結果をふまえ、子ども虐待相談における児相の保護者支援の基礎的な枠組み、特に親子分離による保護者指導、親子関係の修復援助におけるハードルとなっている保護者の不適切養育の自覚や援助に対する協力姿勢・態度に対する児相の親子関係調整のための指導・援助の枠組みを把握することを目的とした調査を行った。併せて平成20年度中に親子分離から措置解除により家庭復帰した事例について、その親子調整の経過、保護者の態度、家庭復帰後の養育に対する指導・援助

の状況についての調査を行った。さら平成21年度に全国児相長会が児相の虐待相談体制と事例の状況についての調査を実施し、その結果の一部が報告されているので、それについても参照する。

(倫理面への配慮)

個人情報の扱いについては、当該個人が特定されるような情報の排除を心がけ、調査においては個別事例ごとの具体的な事実情報の収集を避け、一般化された選択項目を設定してその件数や数値化された情報の収集を行うことにより、個人が特定されることが無いように配慮した。この手法により、情報収集にあたっては当該個人の同意は不要とし、組織としての回答をもって情報収集の同意とすることとした。なお、この調査については日本子ども家庭総合研究所 倫理規定委員会の審査による承認を受けている。

III 研究結果

平成20年度の研究については既に報告書によって報告済みであるが、21年度の研究と連続的に課題を共有するので、その概要を見直し、改めて総括しておく。

1. 平成20年度の研究より見えてきたこと

1) 特定の援助プログラムはごく少数の対象者にのみ提供されてきた

平成17年度から19年度の調査研究のデータを検討したところ、子ども虐待相談で児童福祉施設に入所している事例のうち、家庭復帰が方針として確認されているものは全体の15~17%あり、具体的に家族修復のための何らかのプログラム(一般的ソーシャルワークは含まない)が実施されたものは全体の4~8%、特別な技法をもって設定されたプログラムが提供されたのは1%弱であった。また援助によって改善がみとめられたものは何らかの家庭復帰のためのプログラムを実施した対象の60%

弱（家庭復帰が方針として確認されているものの約 14%）、でプログラムを実施して実際に家庭復帰したものはそのうち約 20～40%（家庭復帰が方針として確認されたものの約 10%）となっている。

他方、その間に実際に家庭復帰したものは全体の 7%、家庭復帰が方針として確認されたものの約 40%となっているが、そのうち特定のプログラム実施を経て家庭復帰したものは家庭復帰したものの全体の 9%、家庭復帰が方針として確認されたものの 4%であった。

2) 特定の援助プログラムもその他の援助も中核はソーシャルワークとカウンセリングである

平成 19 年度までの調査における家庭復帰プログラムは一般的なソーシャルワークを含めない定義によって調査設定されているが、その実務的な内容においては、面接・家庭訪問が 90%を超え、施設、地域の関係機関とのサポートネットワークづくりに属するものが 60%を超えている。定期的な面接指導とカウンセリングが約 70%となっており、継続的な面接相談と地域への働きかけを含むソーシャルワークが指導援助の中核であることが見られ、生活課題解決のためのソーシャルワークとした項目のみが 20%台となっている。

平成 20 年度の調査（110 か所：回収率 55.8%）によると、子ども虐待相談における保護者支援の中核は一般的なソーシャルワーク・ケースワークが 65.5%でこれが中核となっている。何らかの特定のプログラムを実施しているのは 34 か所 86 種のアプローチがあげられているが、具体的に特定技法による保護者指導プログラムがあると回答したのは 15 か所である。他方、日常的な指導・援助において何らかの技法や手法を参考にしたり、その折衷的な導入を工夫していると答えたのは 102 か所に及んでいる。いずれも基本は一般的なソーシャルワーク・ケースワークとカウンセリング手

法であるが、実務上の様々な局面で専門的な援助手法を参照したり、部分的に取り入れたりしている実態がうかがわれる。

3) 児相の子ども虐待相談業務全体においては緊急対応にエネルギーが集中している

平成 20 年度の調査でみた、児相の子ども虐待相談業務における対応体制と各職種の投入状況についてみると、全 18 項目中、①対立保護者への対応、②立ち入りによる安全確認、③緊急一時保護の 3 項目に圧倒的に多数の職員が投入されており、その次が④保護者支援プログラム実施、⑤家庭復帰プログラムの実施となっている。①～③と④、⑤の職員の投入度には相当の差がある。①～③はいずれも緊急対応の最も突出した絶対に外せない優先課題である。こうした緊急性に対して保護者支援は継続性・持続性、予定通りのスケジュールの維持が必要であり、しばしば戦力の限られるチームではその優先順位は明らかに緊急対応に集中せざるを得ないことが見て取れる。

4) 指導・援助のハードルは保護者の不適切養育に関する認識・意識の乏しさにある

平成 19 年度までの調査においては、児相が保護者への指導において援助困難とする要因では 90%が、保護者の意識・意欲の乏しさを挙げている。平成 20 年度の調査では、何らかのプログラムが適用されるのは、保護者が不適切養育を自覚し、何らかの親子関係の改善への具体的な努力が期待できる段階に至った時点で集中していることがみられた。他方、様々な援助工夫が集中的に投入されているのは、①「虐待の事実すべてを否認する保護者」と、②「態度が変転し、一貫性無く、しばしば話し合いの経過を否認して児相と対立する保護者」に対してであった。これらのことから、既存の技法として完成され、組織化された援助プログラムは保護者の何らかの問題認識か、養育改善のための態度が認められてから導入・実施されているものが大半であるのに対して、そうした問

題認識や援助目的についての理解や協力に到達しない、保護者の不適切養育に関する認識・態度に課題のある事例では既存の設定されたプログラムは適用されず、むしろソーシャルワーク・ケースワーク、カウンセリングの次元で様々な手法が随時、折衷的・応用的に投入されている実態があり、この領域が児相の保護者支援においてより多くのエネルギーが投入されている局面であることがうかがわれる。すなわち不適切養育に関する認識や態度に課題のある保護者対応が、初期からの介入・対立的対応に続く、保護者指導・支援における最前線となっているのである。

5) 保護者支援プログラムの評価方法は自己完結的な目標到達評価に留まっていることが多い

平成 20 年度の調査で具体的に組織化され、実施されている保護者支援プログラムのうち、その効果に関する評価方法について回答のあった 11 のプログラムでは、保護者への援助効果の評定は、基本的に各技法、プログラムが目指してきた目標の到達度を参加者についての事項評価と援助プログラム実施者が評定することで行われており、自己完結的な評価に留まっていることが分かった。実際的な客観的評価としては、児相がその事例についてどんな評価を下したか、事後の親子関係の状態などが観察されている実態は想定されるが、それらはプログラムの評価としてはまだ検討段階にあるとみられる。

6) 報告されている保護者支援プログラムはひとくくりにはできない

プログラム種類から：

保護者支援プログラムとして報告されているものには、①特定の課題目標に関する一定の技法による指導・援助プログラム（良好な親子関係・養育行動のための学習・訓練、つまりき易い養育課題に関するトレーニングやコーチング、保護者のトラウマ・ケア、ストレス・ケ

ア、保護者自身の自覚や気づきを促すための特定のプログラム等）、②ソーシャルワーク全般の課題や様々な局面における対応技法を総合的にマネジメントするための手法をプログラムと呼んでいるもの（ソーシャルワークの全過程を視野に置いた各課題のアプローチ、ソーシャルワークにおける特定の課題解決のためのアプローチ手法等）、③いくつかの技法や手法を折衷的に採用しながら、従来のソーシャルワークに経験知を加味した技法（各段階のアセスメントや家族ミーティングなどに焦点をおいたアプローチとソーシャルワーク全般のマネジメントに属するもの等、概ね各自治体単位で編集され組織されたもの）が認められる。

アプローチ課題から：

別の視点からは、それぞれのアプローチの課題について、①保護者自身の人生課題に焦点が置かれ、その結果として不適切養育に関する保護者の認知、問題認識に新たな気づきを促そうとするもの、②親として、保護者として子どもへの養育における具体的な課題を情緒的、あるいは技術的な課題として標準化し、その問題解決の手法を教示・提供しようとするもの、③具体的な親子の関係調整や最終的に子どもの家庭復帰までのプロセスを想定して子どもの安全のリスクや親子関係の修復を評価し、援助を進めようとするもの、に分けることができる。③はさらに③-1：初期～中期の保護者の問題意識・課題意識への実際的な支援と、③-2：中期～後期の親子関係の修復と関係維持、子どもへの実際の養育改善と子どもの家庭復帰の可能性を評価しつつ進める支援に分けられる。

7) 保護者支援プログラムの検討はいくつかの課題に分岐する

平成 20 年度の検討段階では、5 点の課題が確認されている。①保護者支援の実態は流動的・折衷的でソーシャルワーク・ケースワークと融合しており、定点観測的な継続的な動態把握と課題分析、②ソーシャルワークをベースに

様々な援助プログラムの設定段階からアフターケア、フォローアップまでのマネジメントを含む枠組みの構築とその情報蓄積、③児相としての保護者支援プログラムの個々の設定目的と根拠、評価等の説明能力の獲得（これは在宅支援と分離保護による支援の領域ごとの違いや共通点の吟味を含む）、④各種のプログラム、援助手法の効果情報の蓄積、⑤児相における保護者支援のグランドデザイン化の可能性検討、の5点である。

8) 宿泊プログラムの意義と展開可能性は実際の親子調整と評価手順にある

親子分離による子どもの施設からの家庭復帰の中間点として、宿泊プログラムが特異な位置を占め、有効な役割を果たす可能性があることが、宿泊プログラムを実施してきた児相へのヒアリング調査から明らかとなっている。これには早期の家庭復帰が望めない事例での親子交流と調整機会を設けるという課題への期待も含まれる。しかし全体としてはまだ試行段階であり、今後、通所指導的な設定において、親子に日常生活に近い環境を提供し、調理や食事、その他の日常生活的な活動を行ったり、場合によっては宿泊も提供しながら援助と評価を行う試みが、施設から外泊、家庭復帰をつなぐ援助と評価の手法として発展することが期待される。調査対象は児相の独自事業として場所も独立の建物が使われた恵まれた条件であったが、現行の体制であれば、児童福祉施設が場所を提供して児相と共同で実施するなどの工夫もあると思われるし、現に類似の試みは各地で散発的に展開しているものと推測される。重要なポイントは措置機関と支援機関の緊密な連携と、実際の親子に合わせた調整的な働きかけの技量、および丁寧に時期と内容を整理した評価手順であるとみられる。

2. 調査計画：児相の保護者支援の枠組み

平成21年度の調査研究は上記20年度の研

究から導かれた課題のうち、7)⑤の児相における保護者支援のグランドデザイン化の可能性検討を軸に、②、③にまとめられるソーシャルワーク・ケースワークをベースとした保護者支援の実態、特定のプログラム提供が識別されない多数の措置解除、家庭復帰事例において児相が何をしてきたのかに焦点を当て、①従来の相談枠組みにおいて指導困難な保護者をどの段階まで指導援助の対象としているか、②実際に措置解除、家庭復帰した事例の保護者指導と親子調整経過、予後の実態はどうなっているかについて調査することとした。またこの研究途上の21年度、全国児相長が平成20年4月1日から同年6月末までの3か月間の児童虐待相談についての調査を行い、その結果の一部を報告しているので、共通・類似する部分について比較検討を行う。

1) 基本的な児相の援助枠組みの再確認

児相の保護者支援は、特定の援助技術として認知される援助プログラム以前に、基本的な指導の枠組みを持っている。それは「児相運営指針」と「子ども虐待対応の手引き」に提示されているものをベースとし、各児相が相談業務の中で形成してきた枠組みである。実はその枠組みが、児相におけるソーシャルワーク・ケースワークの基本的枠組みであるのだが、これまでそれらの詳細は明文化されることも、評価・検証を受ける機会も乏しく、頻繁な職員の入れ替わりや組織・体制の整備・変更、各地の地域事情、次々に変転する事態の要請に応じた工夫・加工を経て、先輩・前任者から後輩・後任者への伝達、職場内訓練、申し送りというプロセスを通じて常に変化しながら存在してきた。それらは基本的には非審判的態度、受動積極性といった臨床的態度と共に、相談要請・問題解決依頼に応じた、来談者中心、当事者主体の問題解決を目指す援助姿勢に集約される技術である。これらは相談者の要請と当事者間の比較的狭い地域社会で期待される問題解決目標に応じ

てその対応を開始するという、医療モデルを軸にしたケースワークの発想が支配的であるために、ソーシャルワークを主導理念とする援助の体制化、特に社会的な価値と責務に基づくアセスメントと判断によって、介入的な対応を含む積極的な働きかけを軸とする最近の対応においては、過去のものとして低く評価されてきた。しかし、現実の児相の業務は実はそうした基盤の上にまだ多くの業務が成り立っていることを忘れてはならない。児童福祉司の専門的資質の要請において重視される基礎的な児相の相談援助技術の専門性の養成においても、従来のケースワークを基盤としたソーシャルワークの構築が進行中なのであって、介入的な子ども虐待相談対応におけるハードワークとソフトワークが区分されるような積極的なソーシャルワークは虐待対応独自の専門性として現在もまだ未確立・構築中の段階にあると考えられる。

2) 児相の子ども虐待相談における親子分離介入からの援助枠組み

こうした基本的な児相の業務枠組みにおいて、これまでの研究が扱ってきた様々な援助プログラムは、日常的な指導援助において補完的・付加的な位置にあり、代替的あるいは分岐的なプロセスが構築されているのではない。基本的な保護者援助の枠組みと内容は依然として児相におけるソーシャルワーク・ケースワークである。この観点から、児相の介入的な対応における保護者支援を考えると、それは別紙調査表に示したように最大6領域に分けられる段階設定*によって運営されている。その各段階の内容はさまざまであっても、児相は親子の再接触を段階的に考え、いくつかの評価と判断決定のプロセスの枠組みを設けてきた。これを本研究では親子の段階的再接触の枠組みと呼ぶことにする(図1.)。この枠組みこそが、従来からの児相における子ども虐待相談対応における保護者支援と親子関係調整の基本的な枠組みであると考えるのである。

*①受理～分離の方針決定期、②面会までの交流準備期、③外出設定までの面会期、④外泊設定までの外出期、⑤引き取りまでの外泊期、⑥引き取り以後の在宅指導期 これらを親子の段階的再接触と呼ぶことにする。これ等の段階設定と順番は原則であって実際にはその間での行きつ戻りつや省略など、様々な事態・課題に合わせた運用上の工夫がある。

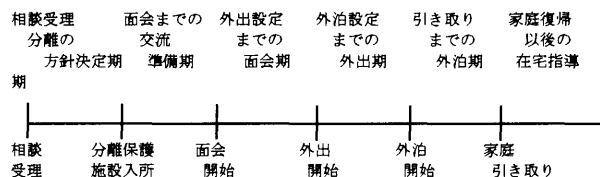


図1. 児相における親子の段階的再接触の枠組み

3) 措置解除・引き取り事例からみた家庭復帰までの過程の調査

1の1)でみてきたように、現在のところ親子分離からの家庭復帰事例の大半が特別に識別されるプログラムによる指導援助を通過せずに措置解除されている。その中には子どもが施設で不適応状態に陥り施設措置のメリットが失われていたり、保護者の強い引き取り要求に児相が折れて帰していたりする事例もあるだろう。しかし多くの事例では、特別なプログラムが識別されないからといって直ちに児相が何の指導援助も無しに子どもを家庭引き取りさせたとはみなすべきでは無く、2の1)から見てきたような未整理だが段階的な親子再接触の枠組みが参照されている可能性がある。重要な課題はこのプロセスと内容を明らかにすること、多忙と業務圧迫の中で、複雑さゆえに未整理な基準・判断が曖昧なままに流されてしまうことが無いように整理することである。児相の経験的技術としてこの段階的再接触の枠組みを参照可能な枠組みとして確認することが重要である。これまで散見されている自治体単位での独自の家庭復帰に関するプログラムと呼ばれるものの多くもこうした観点を共有しているとみている。

調査にあたっては、措置解除までの分離の期間や親子再接触を開始してから措置解除までの期間、保護者指導と親子調整経過、分離と引き取りの時点での家族構成の変化、措置解除にあたっての児相の関与度、地域関係機関の関与

状況、予後の実態、などを事例ごとの情報として求めた。

3. 調査結果 1：所票調査から

上記 2 にある調査①については 113 か所（回収率 52.1%）の児相からの回答を得た。調査②については 988 事例の回答を得た。

1) 平成 20 年度中に相談種別を養護（虐待）としているケースの動向

平成 20 年度中に児相が扱った虐待ケースの施設措置の動向を概数として把握するために「19 年度末・20 年度当初に措置継続されていた件数＋平成 20 年度中の措置入所件数－措置変更件数」を求めた。

表 1. 平成 20 年度中の虐待ケースの施設措置に関する動向概要
113 児相の回答中有効回答 112 児相

項目	① 20 年度初頭の措置件数	② 20 年度中の措置入所	③ 20 年度中の措置変更	① + ② - ③
件数	7 0 3 2	2 4 4 0	4 6 3	9 0 0 9
平均	6 2. 8	2 1. 8	4. 1	8 0. 4
最大値	3 6 2	1 4 0	3 0	4 4 3
最小値	0	0	0	2
中央値	4 9. 0	1 5. 5	3. 0	6 0. 5

表 2. ①20 年度初頭の措置件数に関する各児相の件数分布状況
113 児相の回答中有効回答 112 児相

件数範囲	児相か所数	構成比
200 ケース以上	5	4. 4
150 以上 200 未満	4	3. 5
120 以上 150 未満	6	5. 3
100 以上 120 未満	1 4	12. 4
80 以上 100 未満	1 5	13. 3
60 以上 80 未満	1 8	15. 9
40 以上 60 未満	8	7. 1
20 以上 40 未満	1 7	15. 0
20 未満	2 5	22. 1
合 計	1 1 2	100. 0

表 3. ②20 年度中の入所措置件数に関する各児相の件数分布状況
113 児相の回答中有効回答 112 児相

件数範囲	児相か所数	構成比
120 以上 150 未満	1	0. 9
100 以上 120 未満	2	1. 8
80 以上 100 未満	2	1. 8
60 以上 80 未満	6	5. 3
40 以上 60 未満	1 5	13. 3
20 以上 40 未満	2 9	20. 4
20 未満	6 3	55. 8
合 計	1 1 2	100. 0

表 4. ③平成 20 年度中の措置変更件数の各児相の件数分布状況
113 児相の回答中有効回答 112 児相

件数範囲	児相か所数	構成比
20 以上 40 未満	4	96. 5
20 未満	1 0 8	3. 5
合 計	1 1 2	100. 0

表 5. ①+②-③ 平成 20 年度中の虐待ケースの施設措置に関する 113 児相の回答中有効回答 112 児相

件数範囲	児相か所数	構成比
200 ケース以上	7	6. 2
150 以上 200 未満	5	4. 4
120 以上 150 未満	1 2	10. 6
100 以上 120 未満	1 7	15. 0
80 以上 100 未満	1 5	13. 3
60 以上 80 未満	1 6	14. 2
40 以上 60 未満	1 3	11. 5
20 以上 40 未満	1 4	12. 4
20 未満	1 3	11. 5
合 計	1 1 2	100. 0

表 1. ～表 5. にその集計数を示す。件数には同一児童の複数入所や措置変更の様々な状況が部分的に含まれており、この件数はあくまでも概数であるが平成 20 年度に 112 か所の児相で 9000 件程度の施設入所中～新規施設入所措置がとられている。児相ごとの取り扱い件数は最大 443 件から 2 件まで幅があり、中央値が 60. 5 件、平均値が 80. 4 件であることからかなり偏りがあることが分かる。児相別にその件数を図示したものが図 2. である。

1 所の件数が 150 件を超える児相は 12 か所で計 2852 件であり、112 か所中の 10. 7%が全件数 9009 件中の 31. 7%を扱っている。120 件以上では 24 ケ所：21. 4%が全件数の 49. 6%：4467 件を、100 件以上では 31 か所：25. 4%が全件数の 58. 3%：5253 件を扱っている。

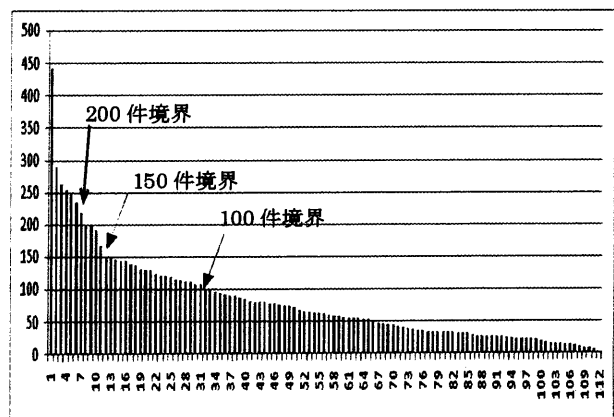


図 2. 平成 20 年度中の虐待ケースの施設入所件数の各児相の件数分布状況（112 児相）

2) 専門的な指導プログラムの実施の有無及び家庭引き取り、児童福祉司指導の状況

虐待を主訴として施設入所させている事例のうち、家族再統合のための何らかの特定の専門的なプログラムの実施の有無、及び児童福祉司指導の有無、措置解除とそのうち家庭引き取りした件数及び引き取った家庭での虐待者の同居の有無について求めた。113 児相から件数報告があり、そのうち有効回答 112 児相：合計 9009 件である。各集計件数は表 6 の通りである。

全件数 9009 件：112 児相のうち、37 児相から特定のプログラム実施ケース 408 件 (5.0%)、112 児相から特定のプログラム実施無しケース 8601 件 (95.5%) と報告されている。児童福祉司指導は全体で 685 件 (7.6%)、特定のプログラム実施ケース中の児童福祉司指導は 81 件 (プログラム実施ケースの 19.9%)、特定のプログラム実施無しケースの児童福祉司指導は 604 件 (プログラム実施無しケースの 7.0%) で特定のプログラム実施ケースの方が、児童福祉司指導の実施率は高い。措置解除は全体で 1187 件 (13.2%) で、そのうち家庭に帰ったのは 867 件 (10.0%)、そのうち加害者と同居の家庭復帰は 692 件 (7.7%)、加害者と別居の家庭復帰は 151 件 (1.7%)、その他の場所への家庭復帰は 24 件 (0.3%) となっている。

特定の専門的なプログラムの実施ケースは 37 児相：408 件 (5.0%) で、そのうち平成 20 年度中の措置解除は 87 件 (プログラム実施中の 21.3%、全件数の 1.0%)、そのうち家庭引き取りは 74 件 (プログラム実施中の 18.1%、全件数の 0.8%)、虐待者との再同居となったのは 64 件 (プログラム実施件数中の措置解除の 73.6%、プログラム実施件数中の家庭引き取りの 86.5%)、虐待者の居ない元家庭に帰ったのは 10 件 (プログラム実施件数中の措置解除の 11.5%、プログラム実施件数中の家庭引き取りの 13.5%) となっている。

特定の専門的なプログラムの実施無しケー

スは 112 児相で 8601 件 (95.5%) で、そのうち平成 20 年度中の措置解除は 1100 件 (プログラム実施無し件数の 12.8%、全件数の 12.2%)、そのうち家庭引き取りは 793 件 (プログラム実施無し件数中の措置解除の 72.1%、プログラム実施無し件数中の 9.2%、全件数の 8.8%)、虐待者との再同居となったものは 650 件 (プログラム実施無し件数中の措置解除の 59.1%、プログラム実施無し件数中の家庭引き取りの 82.0%)、虐待者の居ない元家庭に帰ったのは 141 件 (プログラム実施無し件数中の措置解除の 12.8%、プログラム実施無し件数中の家庭引き取りの 17.8%) 残り 2 件は元の家族とは別の家庭に戻ったものとみられる。

表 6. 施設入所事案の処遇、家庭引き取りの状況

	児童福祉 司指導の 有無	措置 解除	家庭 引き 取り	112 児相			
				虐待者		児相数	
				同居	別居	小計	小計
特定の専門的なプログラム無し	有	604	176	150	112	36	69
	無	7997	924	643	538	105	105
特定の専門的なプログラム有り	有	81	27	27	25	2	25
	無	327	60	47	39	8	27
合 計		9009	1187	867	714	151	(112)

3) 段階的親子再接触について

図 1 に示した段階的な親子再接触の実施については、95 児相 (84.8%) が 2313 件 (25.7%) に段階的な親子再接触を実施していると報告している。図 3 は 112 か所の各児相での段階的親子再接触の実施件数の構成比を示す。表示は図 2 と同じ件数順である。

段階的な親子接触を行っていないと回答した 17 児相のうち、何らかの保護者支援プログラムを実施していると回答しているのは 3 か所である。保護者支援プログラムと段階的な親子再接触のアプローチが何らかの排他的な関係にあるのかもしれないが詳細は不明である。ちなみにこの 3 児相で 291 件の件数 (131・124・36) があり、20 件のプログラム実施 (4・6・10) が報告されている。また 20 件の家庭復帰 (7・13・0) が報告されているが保護者支援の

プログラムと家庭復帰の関係は調査設定上不明である。

保護者支援プログラムも段階的な親子再接触も実施していないと報告している児相が14か所（12.5%）あり、取扱件数907件（全件数の10.1%）のうち、72件の家庭復帰（全家庭復帰の19.6%）が実施されている。

先の2）で挙げたプログラム実施児相と照合するとプログラム実施38児相のうち35児相（31.3%）がプログラム実施と併せて段階的親子再接触を実施していると報告している。この35児相の取り扱い件数は3540件（全件数の39.3%）あり、そのうち400件の家庭復帰（全家庭復帰の46.1%）が実施されている。保護者支援プログラムも、段階的な親子再接触も単純に子どもの家庭復帰と結び付けられることでは無い。また各所の地域状況、職員構成や相談実態等、相談内容とアセスメント等、家庭復帰に関する作業は多岐に渡り、それらを十分に勘案しないで比較を行ってもその意味は図り難い。何が何でも家庭復帰を目指す方針があつての高率の復帰率、慎重な指導と評価によって保護者が性急な子どもの家庭復帰の危険性を認識し、時間をかけた指導の必要性を理解しているために、表面的な数値としての家庭復帰率が低くなるという状況もある。そうした前提の上であえて乱暴ではあるが相対的な実態比較として家庭復帰件数/担当総件数＝家庭復帰率をキーにした場合、表7のようになる。部分的に確認したが、各領域内の数値にバラつきが大きく統計的有意差は認められない。

表7. 保護者支援プログラムや段階的親子再接触の実施状況と家庭復帰件数の担当件数に占める割合

保護者支援プログラムと段階的親子再接触の実施状況	児相数	担当件数	1所当件数	家庭復帰件数	復帰率	保護者支援プログラム件数	段階的親子再接触実施件数
両方実施	35	3540	101	400	11.3%	388	1140
いずれか実施	98	8102	83	791	9.8%	408	2313
段階的接触のみ	60	4271	71	371	8.7%	0	1173
いずれも実施せず	14	907	65	72	7.9%	0	0
プログラムのみ	3	291	97	20	6.9%	20	0

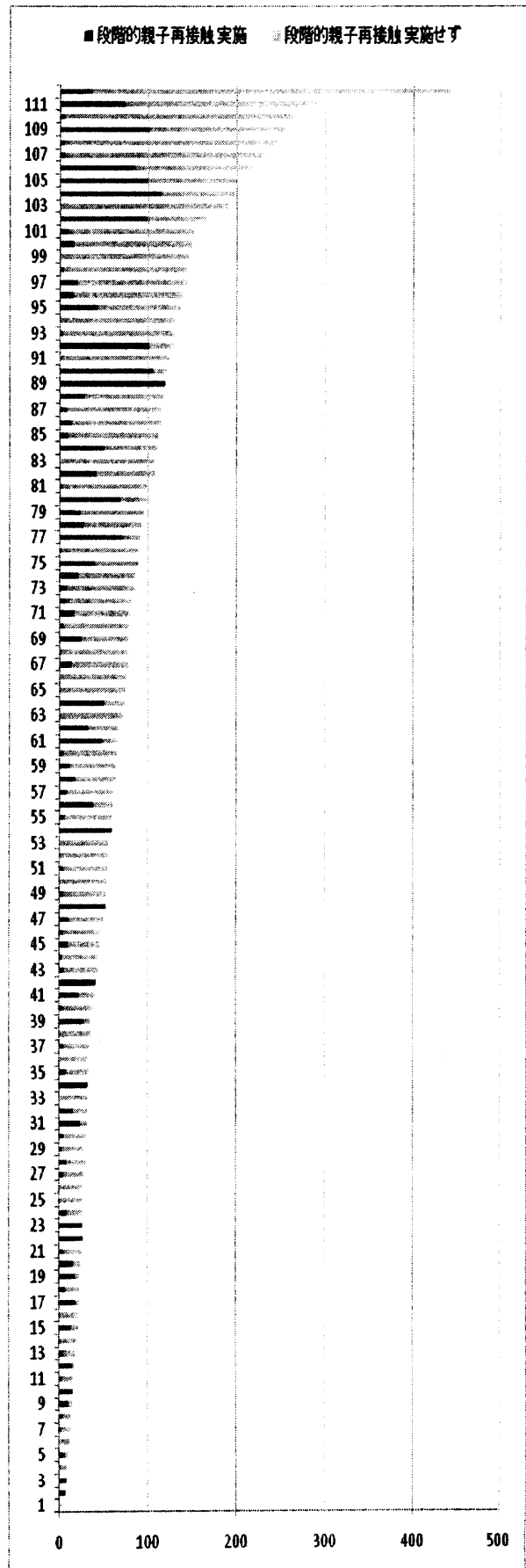


図3. 112児相での段階的親子再接触の実施件数構成比

4) 専門的プログラムについて

保護者支援プログラムとして38児相(33.9%)で408件の実施が報告されている。その内容について既存の技法の実施状況を探ねた。結果は児相別件数として表8の通りである。

表8. 38児相で実施されている保護者支援プログラムの内容

	件数	対象人数	件数	利用人数	小計	自由記述
a サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	7	5	2	10	19	
ab aに3セッション・フォーカスト・アプローチ併用	4	1	1	4		
ad aに当業者参画(家族合同ミーティング等)併用	2	1	2	2		
am aにm治療契約に基づく個別カウンセリング併用	1	2	1	2		
b ジュネーション・フォーカスト・アプローチ	2	1	2	2		
c MY TREEペアレンツ・プログラム	3	7	1	7	11	
d コモンセンス・ペアレンティング(CSP)	11	4	1	4	22	
e 親師式ペアレント・トレーニング	2	4	1	4	9	
ei eiに当業者参画(家族合同ミーティング等)併用	1	2	1	2	2	
f 当業者参画(家族合同ミーティング等)	15	35	1	35	124	
g 認知行動療法的情報(アプローチ)	2	4	1	4	7	
h グループワーク・カウンセリング	2	7	1	7	9	一時保護所、自立支援部門で実施
i 治療契約に基づく個別カウンセリング	12	55	1	55	74	
j その他のプログラム	4	11	1	11	23	その他のプログラム その他 虐待対応カウンセリング 児童福祉司・精神科医・心理の家族再統合
合計	66			472	472	

5) 段階的親子再接触の援助枠組みに照らした段階的ハードル(考え方)

2の2)で設定した保護者支援と親子関係調整の各領域段階は時系列的に構成されている。平成20年度の調査で浮かび上がってきた保護者の不適切養育についての認識、養育改善や援助への動機づけの難しさが各段階において、どの程度のハードルとなっているのか、あるいは親子関係の調整上の課題がどのように各局面の課題となっているのかを、それぞれ特徴的な保護者の態度について児相はどの段階までその状態のままの保護者に指導援助を設定できる

るかという形で尋ねた。

①児相が指摘する不適切養育課題に対する保護者の認識・態度と最大限進めることができる局面(回答件数)

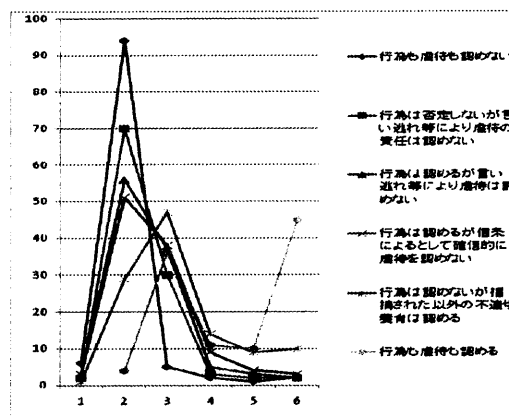


図4. 保護者の態度と進められる指導局面

横軸は

- 1 通告受理～分離の方針決定期
- 2 面会までの交流準備期
- 3 外出設定までの面会期
- 4 外泊設定までの外出期
- 5 引き取りまでの外泊期
- 6 引き取り以後の在宅指導期

保護者の不適切養育に関する認識・態度は保護者指導をどのように進めるかという点で最も重要な要素となる。特に保護者が自身の行為や不適切養育を全面否認している場合、そもそもなぜ、子どもを分離保護したか、子どもの安全を損なうまでの不適切養育がなぜ生じたか、どうすれば、あるいはどのようなことがあれば、養育の改善や子どもの安全の向上が確認できるのかという根本的な課題の共有・確認ができない。調査(図4.)からは、子どもが施設入所して最初の親子面接を設定する段階で、保護者が虐待行為や不適切養育を認めない態度は援助を進める上でかなり高いハードルとなっている。行為は認めずとも、何らかの不適切養育を認める場合には面会～外出までは進められるが、やはり外泊の段階ではハードルが高くなる。それでも一部は外泊の試みへと移行している。行為も虐待も認める保護者については、引き取り後の指導に向けてかなり積極的に作業が進められている。ただし、ここで扱われている情報は表面的な保護者の姿勢・態度である。

実際的には児相には意地を張って自らの非は決して認めないものの周囲の関係者には自分のしたことを悔いて支援を求めていることもあれば、その反対に児相には従順な反省の態度を示すものの、地域では児相のことを悪しざまに敵視した発言を繰り返し、不適切養育を正当化していることもある。保護者の本心がどこにあるのかは容易には判断できない。あるいは表情や態度からは十分に責めを感じていることが伝わってくるものの、言葉の上では非を認めないような場合もある。しかし、これらは心証のレベルであり、本当にそう思っているのか、何を感じているのか、社会的に表明されていないことにはやはり一定以上の責任も信頼も生じて来ない。また実際的な援助のプロセスや子どものリスク評価においては保護者の対応がどう改善したのか、親子関係がどう修復したのかなども考慮される重要な要素だが、この調査からは分らない。

②児相が呈示する援助を受け入れる保護者の態度と最大限進めることができる局面(回答件数)

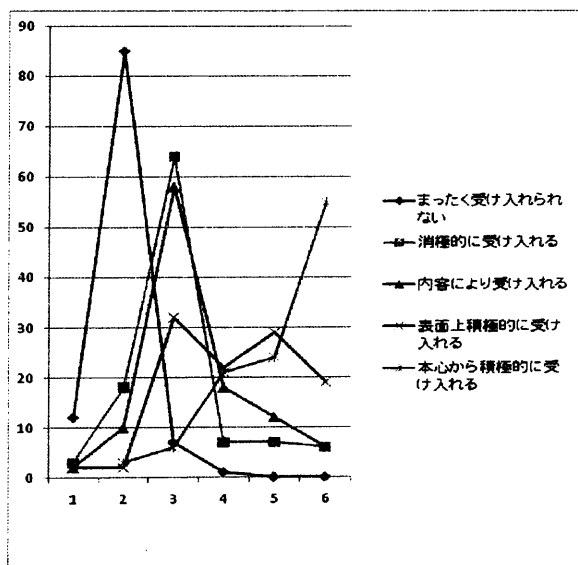


図5. 児相の援助を受け入れる保護者の態度と進められる指導局面
横軸の1～6は図2の1～6と同じ

保護者が児相の提示する援助をどの程度受け容れるかという態度と進められる指導局面をみると(図5.)、児相の援助を全く受

け入れない態度をとる保護者は、子どもとの面会を始める前の段階で指導援助のプロセスがストップする可能性が極めて高いのに対して、消極的に受け入れる、あるいは内容により受け入れる(場合によっては受け入れない)保護者に対しては面会から外出まではかなり進めていけることになっている。また表面的に援助を受け容れてるだけと評価される保護者には、援助に消極的であったり、内容によって部分的にだけ受け入れてきた保護者よりも、外泊から引き取りまでのハードルは相対的に低いことが示されている。つまり、児相は自ら提示する指導に対して例えば表面上でも、積極的に協力する態度を示す保護者に対しては、ある程度まで指導が進むのであれば、親子関係修復のプロセスを引き取りまで進める可能性が高いことがうかがわれる。また、最終の引き取り後の支援においては、本心からの援助の受け入れか、表面上だけの受け入れかについて違いが生じている。もちろんこれらについても子どものリスク評価において保護者の対応がどう改善したのか、親子関係がどう修復したのかなどの評価情報が重要な要素となるがこれらは調査情報には含まれていない。

③親子関係修復の必要性に対する認識および態度と最大限進めることができる局面(回答件数)

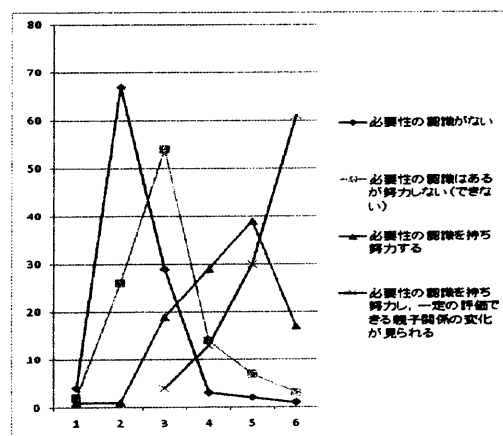


図6. 親子関係修復の必要性認識と指導局面
横軸の1～6は図2の1～6と同じ

保護者が親子関係の修復の必要性を認めるかどうかは、保護者指導援助の焦点が実際の親子関係の修復に置かれるかどうかの重要な分かれ目である。親子関係修復の必要性の認識がない保護者とは多くの場合、自らの不適切養育としての課題を認めておらず、児相の提案する援助を受け容れない人たちであろう。そうした態度では、最初の親子面会の設定から困難となることは充分想定される。ただし、児相に対して保護者がどのような態度をとっていても、実際の親子の交流は独自に良い方にも悪い方にも進展することがある。調査結果（図6.）は保護者がその必要性をあまり認めていなくても、努力がみられなくても、ともかく面会まではかなりの児相が進めていこうとしていることを示している。ただし、外出の段階からは保護者に実際の親子関係修復への努力が認められていないと指導を進めにくいと考えられていることが示されている。関係修復の必要性があると認識している保護者については、実際の親子関係修復の評価が家庭復帰のハードルになっていることが明確に示されている。

④保護者自身の生活環境改善の必要性の認識 および態度と最大限進めることができる局面 （回答件数）

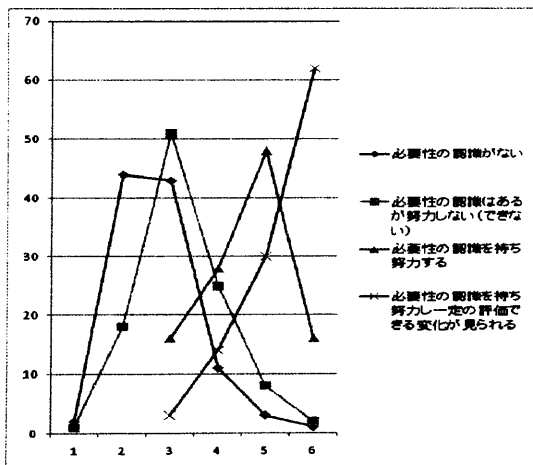


図7. 生活環境改善の認識と進められる指導局面
横軸の1～6は図2の1～6と同じ

保護者自身が生活環境改善の必要性を認識しているかどうかはネグレクトを初め、多くの

事例において子どもの帰るべき環境についての保護者の気づきと配慮を反映することとして重要な要件となる。またそのために保護者が何をするかも重要な要素となる。調査結果（図7.）は③の保護者の親子関係修復の必要性の認識とかなり類似・重複する結果となっている。特に家庭復帰については、実際の改善があるかどうかの評価が重要な決め手と考えられていることが示されているが、同時に生活改善の必要性を認めない保護者の場合にも子どもとの面会～外出までは、家庭環境上の変化についての影響が軽いと考えてなのか、かなり許容的に指導段階を進められると考えていることもうかがえる。

特にネグレクトの事例では、一定の認識があってもすぐには環境改善しない、あるいは社会的な状況が改善しない事例も多くみられ、それがあまり進んでいなくとも、一定の親子の接触は進めていくというのが多くの児相の考え方なのかもしれない。

⑤子どもの年齢・発達に応じて関わりの必要性 の認識で最大限進めることができる局面（回 答件数）

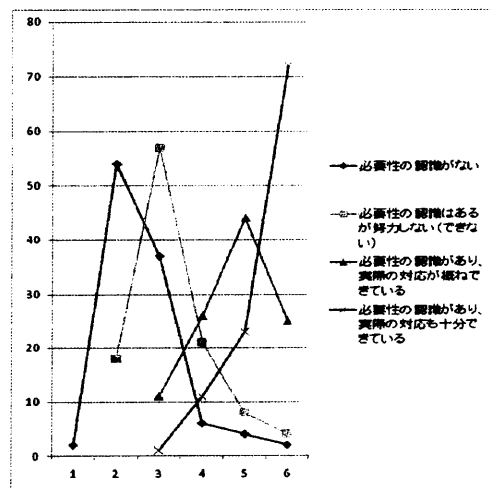


図8. 子どもの年齢・発達に応じた関わりの
必要性認識と進められる指導局面
横軸の1～6は図2の1～6と同じ

保護者が子どもの状況を適切に把握・理解し、関わることに取り組むことは、不適切養育を改善する上で重要な課題である。特に保護者にと

って育てにくいと感じる要素をもっている子どもとの親子関係の修復には、保護者側の反応傾向の自覚と統制・修正努力と共に、子どもの発達的な特性の理解や具体的な養育技術の獲得が重要な課題となる。

また発達の遅れや発達に偏りのある子どもの特性を受容・理解できずに不適切養育に至る保護者も少なくない。こうした課題の理解の程度や必要性の認識、子どもの特性の受容や取り組み姿勢と保護者指導・援助の局面におけるハードルをみると（図8.）、面会・外泊の開始にハードルがあることがうかがわれる。特に外出について具体的な改善のない保護者に対しては認識の有無にかかわらずハードルが高いことが認められる。おそらく外出までは親子の接触時間が短時間であり、かつ施設や児相の職員を初め、出かけた先でも子どもの安全について他人の目があるのに対して、外泊はまさに家族だけでの生活の再現であり、長時間の接触でありながら子どもの安全確認をすることができず者が常時、子どもの状態を確認できないため、慎重にならざるを得ないのだと思われる。家庭復帰の段階においては、必要性の認識やそれなりの対応姿勢より、実際の対応が十分かどうかの評価が重視されている。

⑥親子交流に対する子どもの気持・反応で最大限進めることができる局面（回答件数）

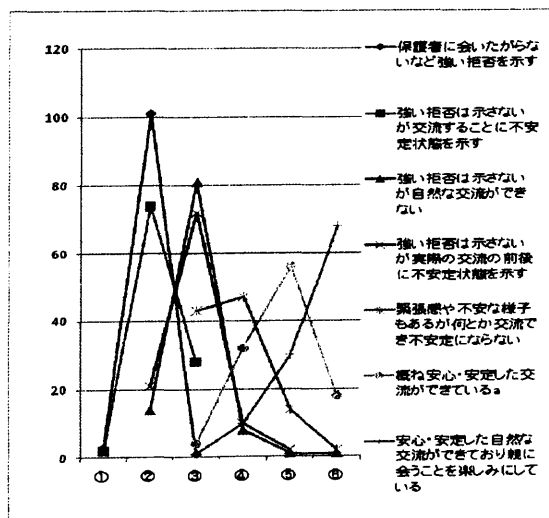


図9. 子どもの気持・反応と進められる指導局面

子どもの親子関係への反応は親子の再接触において重要な判断材料となる。指導・援助の局面におけるハードルは施設入所後の面会の設定段階では、子どもの拒否が強い不安定状態を起こす状態に対して、外出の設定段階では、強い拒否は示さないが自然な交流が持てなかったり接触することによって不安定となったりするといった子どもの状態に対してハードルがあることがうかがわれる。面会以降の指導・援助局面の進行は、親子接触によって子どもが不安定にならないことが最低要件となっているように見える。また引き取りについては充実した親子交流の有無が重視されている（図9）。

6)段階的親子再接触の援助枠組みに照らした保護者援助のねらいについて（考え方）

段階的な親子再接触の各局面において、児相はその次の局面に進めるために何を重点目標として意識しているかを尋ねた。ねらいについてはa～zの26項目を呈示し、(A)必要かつ実施しなければならないこと上位3項、(B)ケースバイケースで実施していること最大5項目、を尋ねた。(A)(B)の合計を各段階別・ねらい別に挙げたのが図10である。ねらいは大きく分けて5つのカテゴリーに分けられる。

- ①子どもの安全や不適切養育の認識、児相の関与に対する保護者の態度等への対応
- ②保護者・家族の生活状況や様々な人間関係の孤立状況等の改善への援助
- ③保護者の家事・生活能力、経済・就労・健康等、家族の基礎体力のようなことの向上支援
- ④保護者の子どもの感情や発達の理解促進と養育方針・親子関係の修復への動機付けとその評価
- ⑤保護者自身の精神科問題やコミュニケーション能力、社会適応上の課題、自己評価への支援

段階的な親子再接触の各局面における児相の保護者援助のねらいは初期の段階、子どもの

分離保護の判断から親子の面会開始までは①の不適切養育への気づきや児相への保護者の態度群にかなり集中して重点が置かれている。しかし親子の面会が開始されてからは①の領域群への注目は急速に減退し②～④の領域へ比重が移動する。特に④の領域は面会の検討期から家庭引き取り以後の在宅指導期まで一貫して注目度が高い領域となる。その中の「親子関係の修復に関する客観的評価」は、「引き取りまでの外泊期」から「引き取り以後の在宅指導期」に最も重視される項目となっている。⑤の保護者自身の個人的な課題、精神科問題や反社会的・非社会的問題、保護者自身のトラウマや低い自己評価へのケアは、保護者への個別的支援として③の家族の基礎体力の向上を目指した支援と呼応する領域であると考えられるが、注目度は虐待の発生・介入の初期と引き取

り後の在宅指導期にのみ、つまり子どもが在宅状態であるときにのみやや注目される程度で、それが指導課題の上位に位置づけられることはない。保護者自身の精神科問題や社会適応上の課題は実は子ども虐待の家族の修復において重要な要因であるものの、児相の支援としての注目度は相対的に低く、その他の支援の背景要因に位置づけられやすいのかもしれない、また直接に保護者対応で児相が触れにくい課題となっているのかもしれない。帰宅後の援在宅指導期になって保護者の愛着やトラウマ問題が注目されているのは、保護者自身の課題性とその時期になってやっと相対的に優先順位の上にあがってくるように見えるのか、家族の修復、養育の再開のために保護者自身の課題について何らかの改善を狙うならタイミングが遅い感がある。

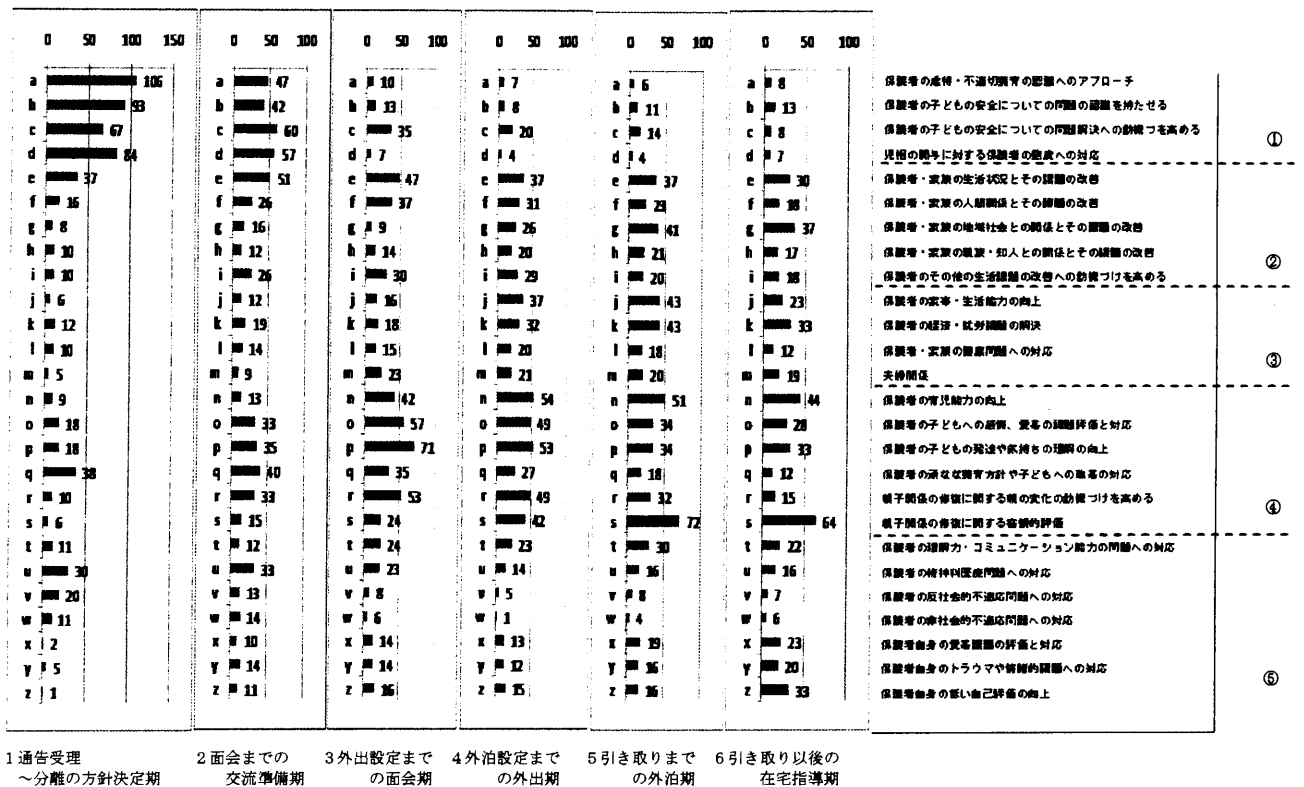


図 10. 段階的親子再接触の援助枠組みに照らした保護者援助のねらいについて

4. 調査結果 2：事例情報から

1) 平成 20 年度中に措置解除した事例の概要

回答のあった 113 児相で平成 20 年度中、上

述の所単位の回答では 1187 件の措置解除があったと報告されている。同じ 113 児相から提供された措置解除した事例情報は 991 件で、数値

上は 113 児相が扱った事案の 83.0%の件数が報告されていることになる。全件数では無いが事務処理上の表面的な数値も含めて考えると、経験事例としてはかなりの部分が報告されていると言える。ただし 3 の 1) で述べたように、児相間の件数のばらつきは相当の偏りが認められる。事例情報について本調査はプライバシー保護から事例に関する児相の識別を設定していないが、相談件数の多い児相から事例もまた多く報告されているとみられる。

991 例中、基本情報項目が大幅に欠けているものを除くと 988 例であった。個々の要件ごとに記入の有無には若干のバラつきがあるが全体的な内訳の概要は以下の通りである。全てについてはコメントしないが、措置解除の時点でもなお児相の評価として状況改善が認められていない事例が 151 件ある（表 17）。また段階的親子再接触は実施計画を持って行われているのが 337 件（表 21）であるのに対し、何らかの形で段階的親子再接触による指導経過が評価されているのが全体で 469 件（表 22）あり、積極的な実施計画の策定や呈示によらず、状況に応じて段階的再接触を設定している指導形態が一定数（132 件）あることが確認された。

特殊な引き取り、児相が想定した計画外の措置解除（表 24：273 件）についてはその全てが児相の関与・コントロールを外れての措置解除とは考えられないが（保護者の強い引き取り希望の一部や措置変更などは関与下にあるとみられる）報告事例中一定の在宅状況についての評価がなされているもの（表 25：87 件）とそうでないものがあり、措置解除になった後の児相の指導援助の枠組みが失われている事例があることが想定される。措置変更と保護者の強い引き取り希望事例が全て児相の関与下にあると想定した件数～措置変更以外は児相の関与下に無いと想定した件数までの件数の幅は 92～219 件の間である。

解除後調査年度内に虐待の再発を認めた者が 82 件あり、そのうちケース閉止後の通告で

再発を確認した事例が 12 件あり、地域機関の関与は続いていたかもしれないが、児相の関与下に無い状況での虐待の再発である。うち 7 件は再分離となっている。この点は後でもう一度検討する。

表 9. 男女

性別	件 数
男	4 4 9
女	5 2 9
無記入	1 0
合 計	9 8 8

表 10. 解除時の年齢構成（学籍区分）

年齢区分	件数
0～1 歳	2 7
1～2 歳	7 8
3～就学前 6 歳	1 5 2
小 1	4 6
小 2	4 0
小 3	4 6
小 4	4 3
小 5	4 0
小 6	6 5
中 1	3 9
中 2	4 7
中 3	6 7
高 1	3 7
高 2	2 6
高 3	7 1
中卒	3 0
高卒	1 0 2
専門学校	1
その他	1 4
記入無し	1 7
合 計	9 8 8

その他は高校中退 短大進学等含む

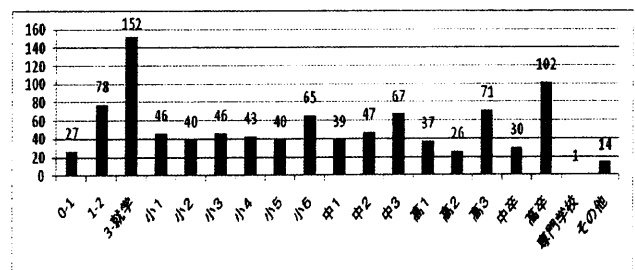


図 11. 措置解除時の子どもの年齢

表 11. 主たる虐待種別件数

主たる虐待種別	件 数
身体的虐待	3 5 0
ネグレクト	4 9 3
心理的虐待	1 0 3
性的虐待	3 5
合 計	9 8 1
記入無し・不明	7
総 計	9 8 8

表 12. 入所期間月数

期間区分	件 数
6 か月未満	1 5 0
15 か月未満	2 2 6
30 か月未満	2 0 8
5 年未満	1 8 4
5 年以上	1 8 3
合 計	9 8 3
記入無し	5
総 計	9 8 8

表 13. 措置解除時の処理

処理の内容	件数
児童福祉司指導 新規	1 3 6
児童福祉司指導 継続	6 6
児童福祉司指導 採り直し	3
継続指導	2 8 6
ケース閉止 (助言後)	3 8 1
その他 (一時保護等)	1 0 5
合 計	9 7 7
記入無し	1 1
総 計	9 8 8

表 14. 虐待種別 (主たる虐待) 別の主たる虐待者

主たる虐待者	虐待種別				合計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	
実母	1 4 7	3 8 7	6 3		5 9 7
養母	1		2		3
継母	8	2	2		1 2
内援女性	1	3	2		6
父のGF	1				1
実父	9 6	6 9	2 1	1 3	1 9 9
養父	3 0	4	5	3	4 2
継父	1 3	1	1	5	2 0
内縁男性	1 9	6	1	6	3 2
母のBF	1				1
親族	1 3	6	5	5	2 9
きょうだい	5	1		1 1	7
その他	3			2	5
合 計	3 3 4	4 7 2	1 0 2	3 5	9 4 3

表 15. 措置時と措置解除時の虐待に対する保護者の態度

虐待に対する保護者の態度	措置時	措置解除時
虐待を認めている	352	445
行為は認めるが虐待の責任は認めていない	165	119
行為は認めるが虐待は認めていない	107	56
行為は認めるが信条によるとして虐待認めず	57	50
行為は認めないが不適切養育は認める	43	46
行為も虐待も認めない	132	73
不明	124	164
記入無し	8	35
合計	988	988

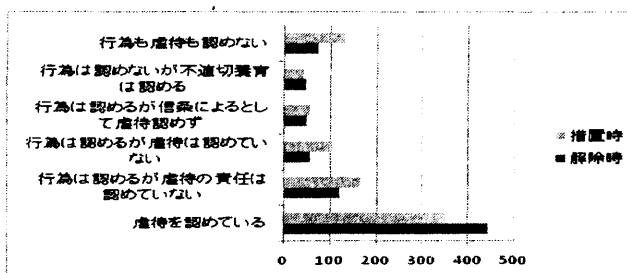


図 12. 措置時と措置解除時の虐待に対する保護者の態度

表 16. 措置時と措置解除時の児相の援助への保護者の態度

児相の援助に対する保護者の態度	措置時	措置解除時
本心から積極的に受け入れる	231	297
表面上積極的に受け入れる	207	258
内容により受け入れる	151	147
消極的に受け入れる	202	155
まったく受け入れない	91	64
不明	79	
記入無し	27	67
合 計	988	988

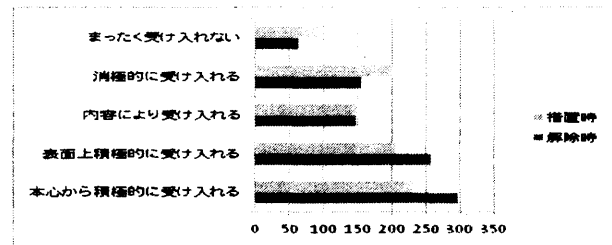


図 13. 措置時と措置解除時の児相の援助への保護者の態度

表 17. 措置解除時の保護者と虐待状況についての評価

保護者努力と虐待状況の改善状況評価	件数
努力した結果改善した	353
努力したが改善に至らず	77
努力したが改善確認できず	25
表面的な努力のみで改善に至らず	54
表面的な努力のみで改善を確認できる	41
努力していないが他の要因で状況改善	167
他の要因により改善した	121
努力認められず改善にも至らず	97
記入無し	53
合 計	988

表 18. 虐待再発リスクについての児相の評価

(複数回答)

児相の評価	件数
地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる	336
親族を含む家族内のキーパーソンを中心として安全の確保できる	214
子どもの成長発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる	319
児相との関係性で在宅指導による安全確保できる	144
合 計	1013

表 19. 措置解除後の児相の援助に対する保護者の態度

保護者の態度	件数
問題は解決したので必要無い	165
問題は解決していないが必要無い	31
問題は解決していないので受け入れる	117
問題は解決したがなお受け入れたい	178
問題解決の有無に関わらず表面上受け入れる	199
問題解決の有無に関わらず内容により受け入れる	104
問題解決の有無に関わらず消極的に受け入れる	75
記入無し	119
合 計	988

表 20. 措置解除時、解除後に連携した地域の関係機関
(複数回答)

連携した関係機関	解除時	解除後
要保護児童対策地域協議会	210	198
市町村児童家庭相談主管課	362	336
学校・保育所など子どもの所属機関	455	458
警察	20	22
児童委員	74	70
医療機関	98	79
保健所・保健センター	144	135
その他	146	171
合 計	1509	1469

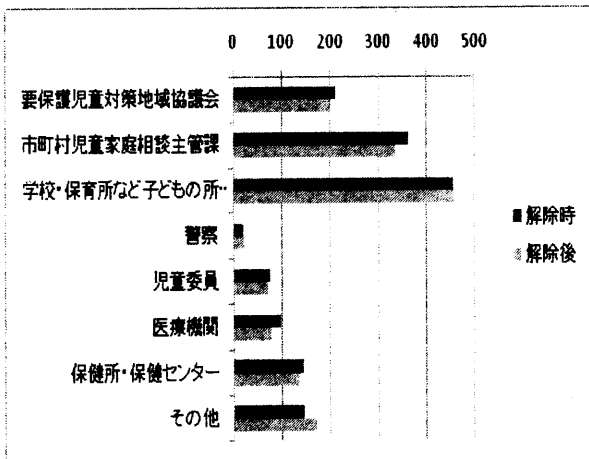


図 14. 措置解除時、解除後に連携した地域の関係機関

表 21. 段階的親子再接触の実施計画の有無

実施計画について	件数
あり	337
なし	626
合 計	963
記入なし	25
総 計	988

表 22. 段階的親子再接触の実施状況評価

実施状況の評価	件数
順調に進行	200
ほぼ順調に進行	115
一応手順どおりに進行	105
中断等で手順を省略し短縮化	37
保護者の反発等で中断	12
保護者の不同意で段階設定せず	8
手順の検討はしたが実施せず	5
実施せず	121
その他 本人の都合や施設方針で中断等	22
この項目に回答なし	363
合 計	988

表 23. 本調査記入時点での事例の状況

事例の状況	件数
経過良好なので閉止	217
経過良好で在宅支援を継続（モニター含む）	185
経過は良好でないが虐待再発には至らず在宅指導中	131
指導経過の中で虐待の再発認めたが在宅指導を継続	27
児相の関与以外の通告により虐待再発認め在宅指導継続	8
ケース閉止後通告により虐待の再発を認めたので在宅指導	5
指導経過中に虐待の再発と認めたので再分離措置	35
ケース閉止後通告により虐待の再発を認め再分離措置	7
18歳でケース閉止	127
転居・転出によりケース移管	77
所在確認できず状況不明	8
その他	146
記入無し	25
合 計	988

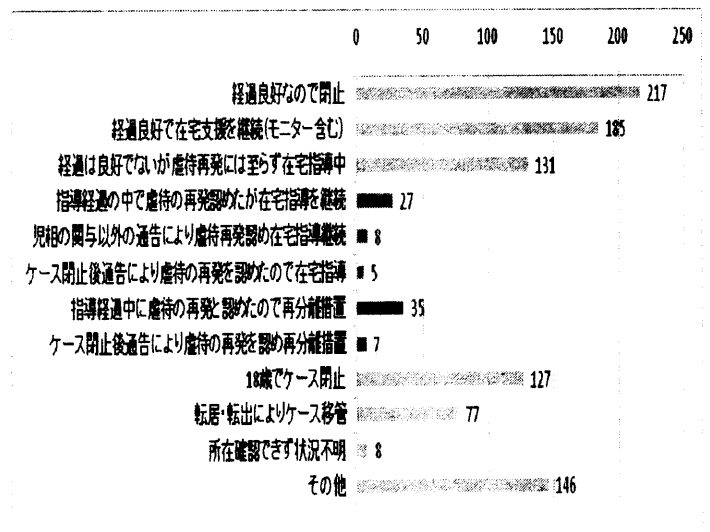


図 15. 本調査記入時点での事例の状況

表 24. 特殊な引き取り

特殊な措置解除の内訳	件数
保護者の強い引取希望に応えた	127
強制引き取り	17
子どもが施設不適應になりやむを得ず措置解除	44
子どもが施設を出てしまふことを拒否したので措置解除	31
その他やむを得ない事情により措置変更した	54
該当なし	635
記入なし	80
合 計	988

表 25. 特殊な引き取りと虐待の再発リスクの評価

虐待種別	再発リスクについての評価	保護者の強い引取要求に 応えた	強制引き取り	子どもが施設不 適応になりやむを得ず措置解 除	子どもが施設を出てしま い戻すことを拒否した ので措置解除	その他やむを得ない事情に より措置変更した	合計
身体的虐待	地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる	6	1				7
	親族を含む家族内のキーパーソンを中心として安全の確保できる	2				1	3
	子どもの成長発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる	1	1	1	1		4
	児相との関係性で在宅指導による安全確保できる	4					4
	小 計	13	2	1	1	1	18
ネグレクト	地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる	3	2	1	1	2	9
	親族を含む家族内のキーパーソンを中心として安全の確保できる						0
	子どもの成長発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる	1		2	2	3	8
	児相との関係性で在宅指導による安全確保できる						0
	小 計	4	2	3	3	5	17
心理的虐待	地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる	7		2		3	12
	親族を含む家族内のキーパーソンを中心として安全の確保できる	6		1	1	3	11
	子どもの成長発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる	5		5		4	14
	児相との関係性で在宅指導による安全確保できる	2				3	5
	小 計	20		8	1	13	42
性的虐待	地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる				1	2	3
	親族を含む家族内のキーパーソンを中心として安全の確保できる					1	1
	子どもの成長発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる		1	1	1	2	5
	児相との関係性で在宅指導による安全確保できる		1				1
	小 計		2	1	2	5	10

2) 家族の元に帰った事例について

報告のあった 991 事例のうち、児童年齢にあって家族の居る家庭に帰って生活再開した事例は 734 例が確認された。全体の状況は表 26 の通りである。

表 26. 113 児相、991 事例の解除先の概要

措置解除先の内容	件数
a 家庭引き取り	734
b 就労自立（家庭に帰らず）	124
c 自立援助ホームなどに移る	15
d その他	118
合 計	991

表 26 のうち、d の「その他」の内訳は結果的な措置継続や新たな施設への入所（里親措置

を含む）、家族の元には戻らずに進学自立したもの、国外退去、元の家族とは全く異なる親族宅への引き取り、18 歳（20 歳）に達したための終結、データ情報の欠落（4 件）などである。

家庭に戻って生活再開した 734 例の概要を以下に示す。

表 27. 帰宅した 734 例の男女別 虐待種別別件数

	全体	男	女
身体的虐待	268	149	119
ネグレクト	365	155	210
心理的虐待	81	30	51
性的虐待	20	0	20
合 計	734	334	400

表 28. 帰宅した 734 例の

年齢区分×男女×虐待種別別件数

学年	全体		身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0-1	12	11	4	5	9	5	4	9	3	2
1-2	40	39	21	13	34	14	21	35	5	5
3-6	55	78	133	17	23	40	35	50	85	3
小1	28	18	46	7	3	10	19	11	30	2
小2	15	19	34	8	4	12	7	11	18	0
小3	20	23	43	7	4	11	10	17	27	3
小4	20	22	42	8	7	15	12	11	23	0
小5	12	24	36	5	10	15	7	11	18	0
小6	29	32	61	12	7	19	10	19	29	7
中1	16	20	36	7	6	13	7	10	17	2
中2	19	24	43	12	11	23	7	9	16	0
中3	25	31	56	17	7	24	7	12	19	1
高1	13	17	30	7	5	12	5	6	11	1
高2	5	10	15	3	4	7	2	2	4	0
高3	10	10	20	5	2	7	3	5	8	2
中卒	4	12	16	1	2	3	3	7	10	0
高卒	7	9	16	4	5	9	2	4	6	1
専門学校	4	1	5	4	1	5	0	0	0	0
合計	334	400	734	149	119	268	155	210	365	30

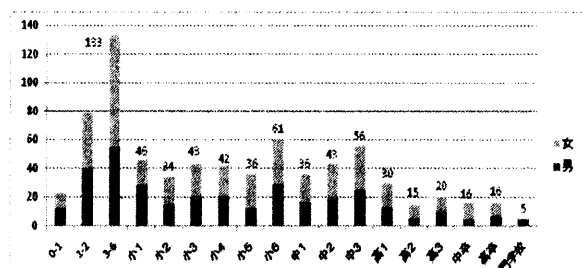


図16. 平成20年度に引き取られた児童734人の年齢・男女構成

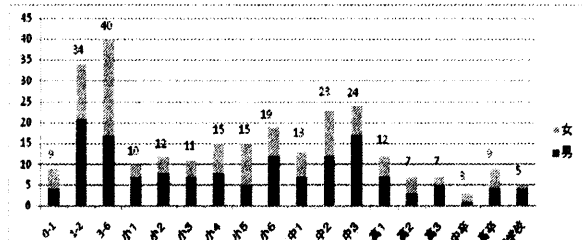


図17. 平成20年度に引き取られた身体的虐待児268人の年齢・男女構成

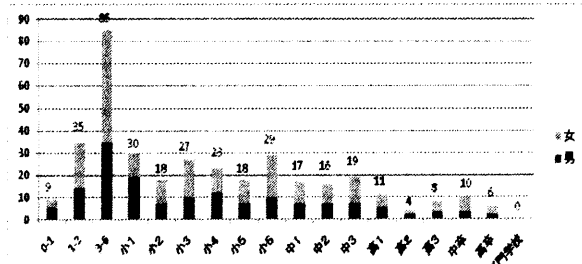


図18. 平成20年度に引き取られたネグレクト306人の年齢・男女構成

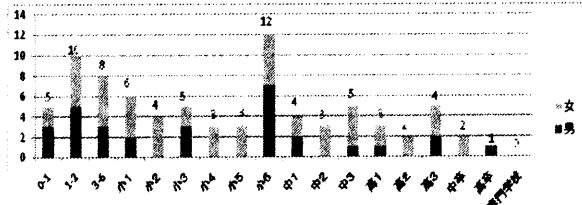


図19. 平成20年度に引き取られた心理的虐待児81人の年齢・男女構成

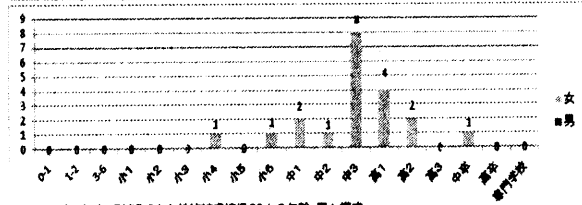


図20. 平成20年度に引き取られた性的虐待児20人の年齢・男女構成

虐待種別別の男女構成をみると、身体的虐待以外はすべて女兒の方が多くなっており、全体でも女兒の方がやや多い。性的虐待被害は全て女兒である（図16～20）。年齢構成では身体的虐待、ネグレクトでは2歳～就学前年齢の子どもの多いが身体的虐待は小6～中3の思春期の子どもも若干多くなる。心理的虐待では小6の子どもが多く、性的虐待は数が少ないが中3が多い。これは、就学、小6、中3などの進学の際で措置解除になる子どもが多いからである。

虐待種別の主たる虐待と従たる虐待の分布は表29の通りである。虐待種別の重複は、心理的虐待（主虐待）＋性的虐待（従たる虐待）が0件であった以外は全ての組み合わせが認められ、734件中185件（25.2%）に重複が認められている。心理的虐待の重複が最も多く、次にネグレクト、身体的虐待が続いている。性的虐待の重複も8件認められている。性的虐待の家庭復帰は他の虐待と異なり、時間経過による再被害化の危険性が高いため別に注目して検討する。

表 29. 帰宅 734 例の主たる虐待と従たる虐待の組み合わせ

		従たる虐待				合計
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	
主たる虐待	身体的虐待	175	37	52	4	268
	ネグレクト	27	308	26	4	365
	心理的虐待	17	12	52	0	81
	性的虐待	1	1	4	14	20
従たる虐待の合計		45	50	82	8	185

保護者の虐待に対する認知は施設入所時と措置解除時で変化しないものと変化するものに分かれる。通告受理から親子分離の判断・施設入所措置の段階で、保護者の不適切養育の認識へ働きかけは児相の最重要事項となっている。保護者と児相に改善すべき養育問題についての共通の課題認識が得られないと以後の保護者支援の中心となるべき養育改善の目標が曖昧になってしまう。また子どもが措置解除になって家庭復帰する時点で、保護者が再び子どもを家族生活の中に受け容れてその後の養育

を再開させる時点で、そもそもの初期介入の理由ともなった保護者の不適切養育をどのように認知しているかは、その後の支援を考える上でも重要な要素となる。児相の支援の優先順位は既に親子の実質的な関係改善の見極めの方に移っているが、その背後に一貫した保護者の養育についての認知の課題があることは言うまでも無い。表30の主な動向をみると、初期に虐待を認めないか部分的にしか認めていな

い保護者のうち、行為は否定していない事例では30%程度の保護者が不適切養育を認める方向に変化するが、信条による確信的行為である保護者は15%程度しか変化していない。行為を認めない保護者の場合には20%程度しか核となる不適切養育を認めず、また初期から引き取りの時点まで、子どもの分離の理由となった問題についての認知・態度が不明のままである保護者が11~14%いることも注目される。

表30. 施設入所時点と解除時点での保護者の虐待に対する認知の状況

保護者の虐待に対する認知状況		措置解除時							合計
		a 虐待をみとめる	b 行為は否定しないが言い逃れ等により責任認めず	c 行為は認めるが言い逃れ等で虐待認めず	d 行為は認めるが信条によると確信 虐待否認	e 行為は認めないが指摘された不適切養育は認める	f 行為も虐待も認めず	g 不明	
施設入所時	a 虐待をみとめる	270	7		2			13	292
	b 行為は否定しないが言い逃れ等により責任認めず	36	61	11	4		1	6	119
	c 行為は認めるが言い逃れ等で虐待認めず	25	9	21	2	10		8	75
	d 行為は認めるが信条によると確信 虐待否認	9	2	2	27		3	2	45
	e 行為は認めないが指摘された不適切養育は認める	7	3	2		18		5	35
	f 行為も虐待も認めず	18	7	3	2	8	36	10	84
	g 不明	19	2		4	2	1	56	84
合 計		384	91	39	41	38	41	100	734

表31に加害者の実態を示す。性的虐待以外の全ての種別で実母の主関与が多いが、身体的虐待では父親系男性の主・従関与総計とは近接する（身体的虐待の父親系総計 128）。ネグレクト、心理的虐待では実母の数が高い。性的虐待は全て被害者が女性であることから父親系の男性が加害者となるが、母のネグレクト、あるいは加害への協力が想定された実母が20件中6件挙げられている。性的虐待事例のこうした家庭状況への復帰については後に触れる。

家族の元で生活再開したとされる734例では措置解除までの入所期間は最長148か月（12年4か月）、最短は3日である。短期の事例が多く、3年以内の帰宅557件（75.9%）2年以内464件（63.2%）1年半373件（50.8%）、1年以内295件（40.2%）、半年以内157件

（21.4%）であった。入所期間と分離の狙いについては今回の調査項目に無かったので検討できないが、当初からの計画として1年以内の家庭復帰を考える事例と、2年以上の期間を想定する事例では家庭状況の評価や指導の枠組みが異なってくると考えられる。より短期になるほどに養育者のレスパイト、親子の冷却期間の設定、警告的な分離といったニュアンスが強くなり、養育状況の大幅な変更は求めにくくなるだろう。逆に2年以上の長期にわたる分離を想定しながら家庭復帰を目指す場合には保護者への段階的・計画的な支援を含む援助計画がより強く意識されているか、あるいは保護者の対立・反発が強くて親子関係の修復が進まず、家庭復帰にかなりの困難があった事例かもしれない。

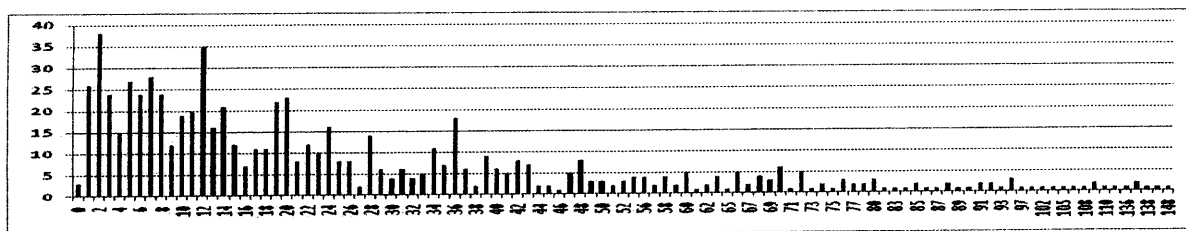


図21. 帰宅した734例の入所期間の分布

表 31. 家庭復帰した 734 例で認知された虐待者の実態

[illegible]

この兆候を確認するひとつの指標として全入所期間と親子面会接触から措置解除までの期間を比較した。入所から一定期間後に面会を開始している事案では、これまでみてきたような子どもと保護者の再接触において、初期の保護者の虐待認識や家庭状況についての評価作業と保護者への課題設定が行われた可能性が高い。逆に入所当初から直ぐに親子接触している事例は少なくとも初期の段階で課題となるような親子の再接触に関する大きな課題が認められずに次の段階に進んだ可能性が高いと考えられた。あるいは何例かにみられたのだが、一時保護の段階でそうした親子関係の調整が開始されており、施設入所を待たずに親子の再接触が開始され、その後に施設入所している場合がある。

全入所期間を基準に 25 か月以上の入所期間群、13～24 か月の入所期間群、0～12 か月の入所期間群で親子再接触(面会)が開始されるまでの期間を比較すると以下ようになった。

表 32. 入所期間と入所から親子再接触開始までの期間

全入所期間	全入所期間－親子接触期間			
	0～6	7～12	13～24	24～146
25～	156	20 176	24 200	70 270
13～24	36	41 77	92 169	
0～12	222	73 295		

集計結果は若干検討の余地がある状態をみせている。まず最長の入所期間 148 か月(12 年 4 か月)の事例では措置解除のわずか 2 か月前に初めて保護者と接触している。しかし、25 か月以上の入所期間を持つ事例 270 件のうち、

施設入所後 6 か月以内に親子の再接触が始められた事例が 156 件(57.8%)、1 年以内では 176 件(65.2%)に達しており、長期入所になった事例でも措置解除になって帰宅している事例の場合、かなり入所早期から親子の接触が始まっている事例が多いのかもしれないことが認められた。しかし他方、図 22 をみると、1 年以上経過して初めて面会開始している事例も、2 年以上経過して初めて面会している事例もかなりあることが分かる。図 22 によれば、入所直後から 1 か月目までに集中的に親子再接触が始まっている一群 107 件(39.6%)があることが分かる。同時に 2 年目以降もずっと持続的に面会を開始する事例が小刻みに分布しており、親子の再接触がかなり細かく調整・設定されていることがうかがわれる。60 か月を超えて初めて面会が設定されている事案では、入所期間全体のうちで面会から措置解除までの期間がかなり短期であることも注目される。

入所期間が 13～24 か月の事例 169 件では入所 6 か月以内から 1 年目や、2 年目までの途中からの接触開始例がかなり広く分布しており、図 23 をみると親子の再接触設定が入所直後から 1 年目前後、13 か月目から 20 か月目あたりにかなり広くばらついていることが分かる。

入所期間が 1 年以内の 295 件では 0～6 か月目までに 75.3%の事例が面会を開始している。ただし、図 24 をみると時期設定はかなり広くばらついており、一概にすぐに接触を開始しているのではないことが分かる。これらからは全体として親子の再接触について児相はかなり細かく事例ごとの時期設定を行っている可能性が高いことを示している。

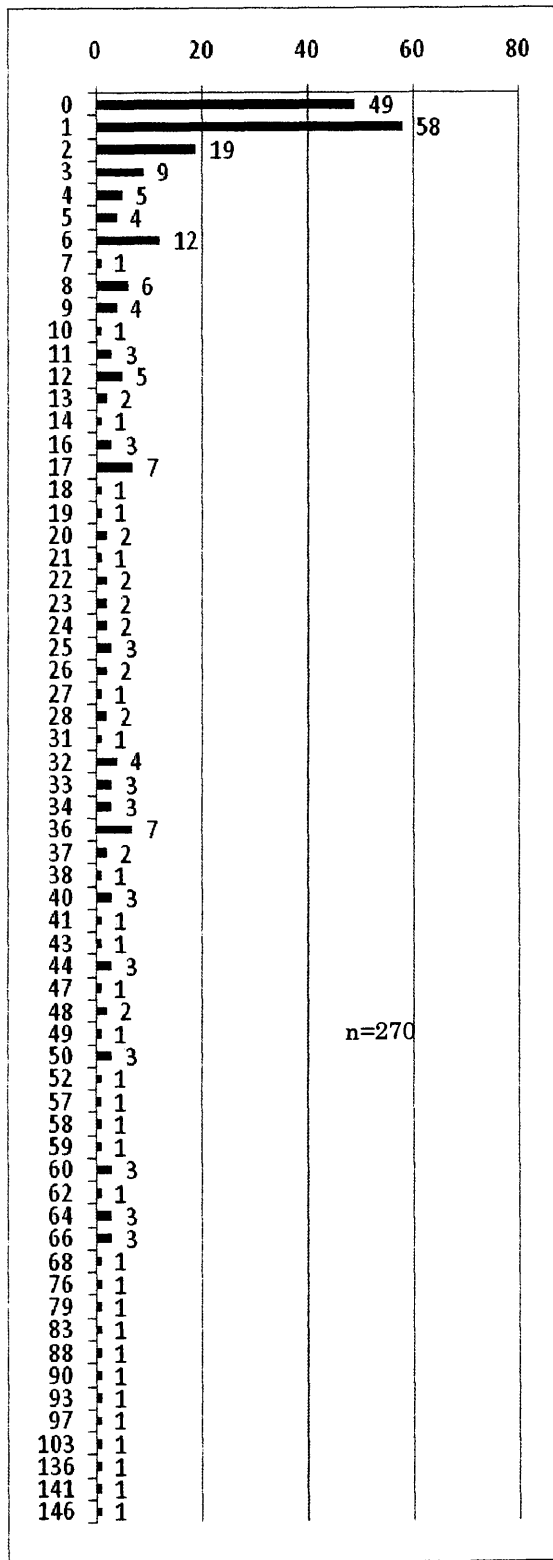


図 22. 入所期間が 25～148 か月の事例の措置入所してから親子再接触開始までの期間

面会開始までの期日は以上の通りだが、各事例の入所期間の違いによっても面会開始から措置解除までの期間は異なる。面会設定から措

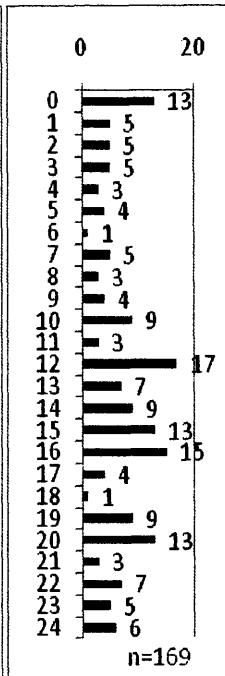


図 23.入所期間が 13～24 か月の事例の措置入所してから親子再接触開始までの期間

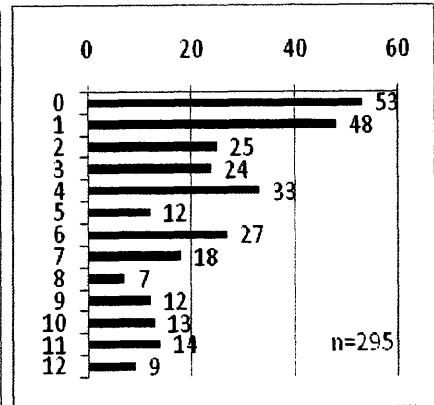


図 24.入所期間が 0～12 か月の事例の措置入所してから親子再接触開始までの期間

置解除までの親子再接触の期間では、措置から面会開始までの期間とはまた違った様相がうかがえる(表 33 図 25～27-2)

表33. 入所期間と親子再接触から措置解除までの期間

全入所期間	0～6	7～12	13～24	24～141
25～	20	14	27	217
		34	81	270
13～24	25	41	103	
		88	189	
0～12	216	79		
		295		

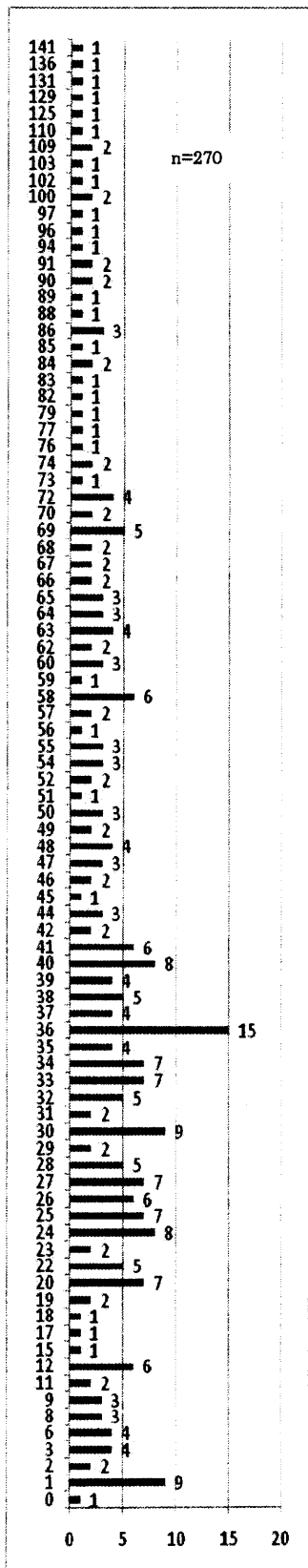


図25. 入所期間25～148か月の事例の面会開始～措置解除までの期間

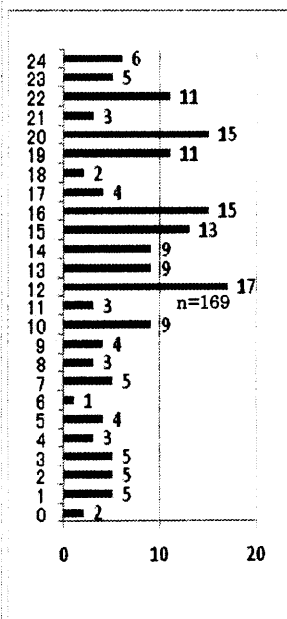


図26. 入所期間13～24か月の事例の面会開始～措置解除までの期間

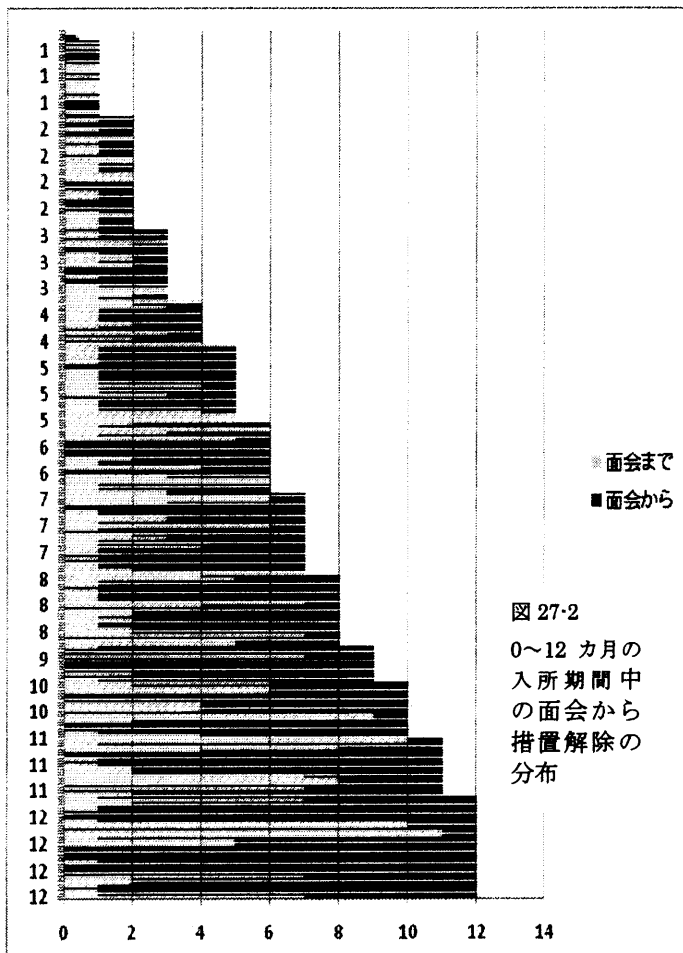


図27-2

0～12カ月の入所期間中の面会から措置解除の分布

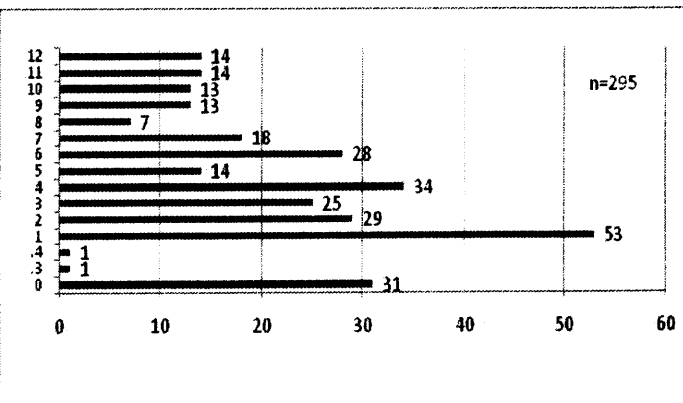


図27-1. 入所期間0～12カ月の事例の面会開始～措置海保までの期間

入所期間が25～148か月の長期入所事例(図

25)では長期に親子再接触の時間を取っている

事例がある反面、かなり短期の設定で措置解除している事例もあることが認められる。13～24か月の入所期間事例(図 26)では12か月以上の親子再接触期間をとっている事例が 120 例(71.0%)となっている。ただし0～11カ月の事例も49あり、1か月以下も7例ある。0～12カ月の入所期間事例では(図 27-1)1か月以下の事例が31件もあり、元々入所期間が短いだけに全入所期間に占める親子再接触の期間が圧縮されやすく、入所期間のうち、どの程度の期間が親子再接触に設定されているのかということを見た(図 27-2)。これをみると初めから親子再接触を始めている事例もあれば、長期に全く親子再接触が進められていない事例も散見される。特に6か月以下の入所期間の事例では入所中に段階的な親子再接触が始められず、いきなり措置解除になっている事例が散見される。こうした短期入所の事例には、乳幼児の短期保護、保護者のレスパイトや事態の深刻化への警告といった一時保護的な要素の強い措置が混じっている可能性がある。ただし事例の内容は、一概にその特徴だけで説明できない様相を示している。念のために年齢区分と主たる虐待種別の分布を図 28, 29 に示す。(一部に欠損値あり、合計は一致していない)

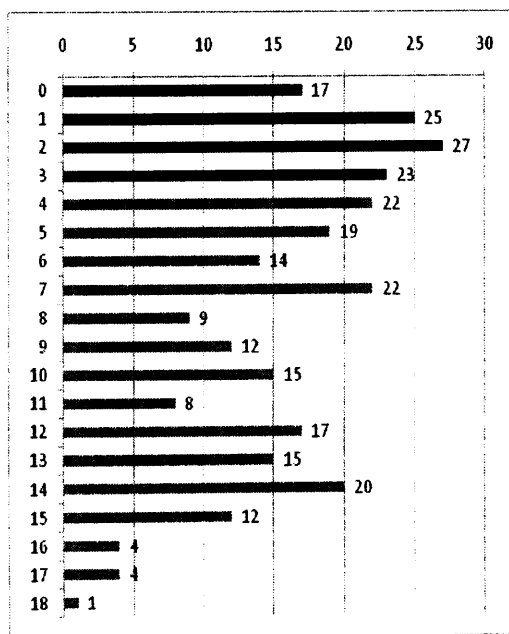


図 28. 入所期間が 0～12 か月の事例の年齢分布

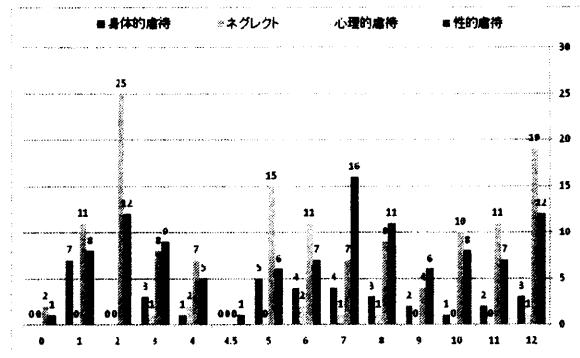


図 29. 入所期間が 0～12 か月の事例の主たる虐待種別

3) 段階的親子再接触の実施状況

本研究班が提示した段階的な親子再接触による指導を計画的に実施して家庭復帰に至ったと児相が確認しているものは 734 件中 306 件(41.7%)、段階的な親子再接触を計画的には実施していないが、結果的に段階的な親子再接触の過程を通ったもの 130 件(17.7%)、段階的親子再接触の実施を確認していないか実施しなかったもの 298 件(40.6%)となっており、何らかの段階的再接触の過程を通して家庭復帰したものは 436 件(59.4%)である(表 34)。

表 34. 段階的親子再接触の実施状況

計画的な段階的親子再接触実施	306
随時の段階的親子再接触実施	130
段階的親子再接触を実施せず	298
合 計	734

何らかの形で段階的な親子接触を実施したと報告されているのは 436 件あり家庭復帰した 734 事例の 59.4%となる。これに対して段階的な親子接触によらず家庭復帰したとみられるものは 298 件、40.6%である。さらに計画実施した中に保護者の反発等で中断されたり、呈示しながら実施できなかったりしたものが 21 件含まれるので、厳密に家庭復帰に至るまで段階的親子再接触が何とか維持されていたのは 415 件、56.5%となる。残る 319 件 43.5%は、段階的親子接触の計画を保護者が拒んだり子どもの無断外出で中断したり、或いはもともと児相が段階的な親子再接触を検討していない事例である。

ちなみに段階的な親子再接触の実施状況と入所期間、親との再接触を開始してから家庭復

帰するまでの期間の各群の概要は表35の通りである。

表35. 段階的親子再接触の経過状況と入所期間

段階的親子再接触の経過	件数	帰宅時点の虐待者		①全入所期間平均 (中央値)	②接触後の期間平均 (中央値)	①-②
		在	不在			
a 順調に進んだ	183	137	47	52.5(19) 37.3(13)	28.7(10) 33.2(12)	23.8 4.1
b 途中若干の中断あったがほぼ順調	104	85	19	85.0(18) 85.8(36)	60.3(15) 43.4(10)	24.7 42.4
c 順調とは言いがたいが一応手前は実施	94	81	13	96.2(20) 78.0(24)	66.6(12) 61.3(24)	29.6 16.7
d 中断等で当初計画より短縮	30	27	3	38.0(20) 9.5(1)	26.6(12) 3.0(0)	11.4 6.5
e 途中で中断	7	7	0	37.5(23) 0(0)	17.5(3) 0(0)	20 0
f 提示はしたが実施できず	6	6	0	20.0(7) 0(0)	4.6(2) 0(0)	15.4 0
g 検討のみで実施せず	1	1	0	137 0(0)	3 0(0)	134 0
h 実施せず	64	48	16	49.5(13) 61.5(24)	30.0(5.5) 37.4(9)	19.5 24.1
i その他	14	100	4	23.5(11) 55.6(14)	18.5(10) 9.6(4)	5 46
この項に回答なし	231	181	50	46.2(14) 66.7(14)	36.8(11) 38.8(11)	9.4 29.9

帰宅時点での加害者の在・不在はそうなった時期がいつなのかも関係しており、親子の段階的再接触の実施や経過にその影響はみられていない(a+b:287件中66件:23.0%、g+h+無回答:231件中66件:22.3%)。注目されるのは、段階的親子再接触を実施した群の方が全入所期間平均が実施しなかった群に比べて長いことである。またその作業が途中で停滞したり修正を要したb、c、群ではより入所期間が長くなっている。c群はかなり手間取った経過がうかがわれる群で、入所から親子の接触までの期間も措置解除時点で加害者が在宅している群で最も時間がかかっている。おそらくこれは段階的親子接触を設定することになった群に難しい指導課題があり、その結果時間もかかったとみるべきであろう。

家庭復帰後の調査年度内中に虐待の再発をみたものが計86件ある。この件数は先の全体概要の項目記入:82件に更に別の項目情報から虐待の再発を確認した事例を拾い直して追加している。それらの組み合わせを表36に示す。ただし回答記入上のバラつきにより先の実施436件はこの各項目で完全には照合されていない(4件が回答なしに含まれているとみら

れる。)

虐待の再発には様々な要因が重なっており、単純な比較はできないが、段階的親子再接触の指導経過においてはc群d群e群といった指導経過中にも課題が認められた群に再発率が高い。次に段階的親子再接触を行わなかった群、最後に順調な経過をとった群の順になっている。いずれの群からも同一年度内の短期間に既に帰宅後の虐待の再発がみられている。中でも閉止後の再発と再分離は要注意で、これもいずれの経過群からも認められている点が注目される。虐待の再発についてはもう一度触れる。

表36. 平成20年度中に家庭復帰した734例の段階的親子再接触の状況と虐待問題の再発(再発の在宅/再分離には2例の重複あり)

段階的親子再接触の実施について	報告事例数	虐待問題の再発（調査年度内）				再発頻度 %
		在宅継続指導		再分離対応		
		指導中	終結後	指導中	終結後	
順調に進んだ	183	5		8	3	8.7
途中若干の中断あったがほぼ順調に進行	104	2	1	2		4.8
順調とは言いがたいが一応手前は実施	94	2	1	12	2	18.1
中断等で当初計画より遅延化	30			4	1	16.7
途中で中断	7			1		14.3
提示はしたが実施できず	6					
検討のみで実施せず	1					
実施せず	64	3		4	2	14.1
その他本人の都合や施設方針で中断等	14			1		7.1
この項目に回答なし	231	20	2	4	4	13.0
合 計 値	734	32	4	36	14	11.7

家族の元に帰るとしても、措置解除の時点で虐待者の居ない家に帰るのと、過去の加害者が居る場に帰るのとではかなり様相が異なる。表37は措置解除時点で虐待者がいる家と居ない家に帰る際の児相の処理の比較である。図37はそれぞれの措置の状況を示す。

表37. 措置解除の時点での虐待者の在・不在の違い

虐待者不在		虐待者在	
相談閉止	52	随意接触を設定	152
随意接触を設定	35	相談閉止	106
ケース移管等、関与	23	定期接触を設定	94
定期接触を設定	13	児童福祉司指導	83
助言のみ	11	随時のモニターのみ設定	60
児童福祉司指導	8	ケース移管等、関与を外れた	40
随時のモニターのみ設	6	助言のみ	20
定期的なモニターのみ	2	他機関に担当を依頼	18
他機関に担当を依頼	1	定期的なモニターのみ設定	10

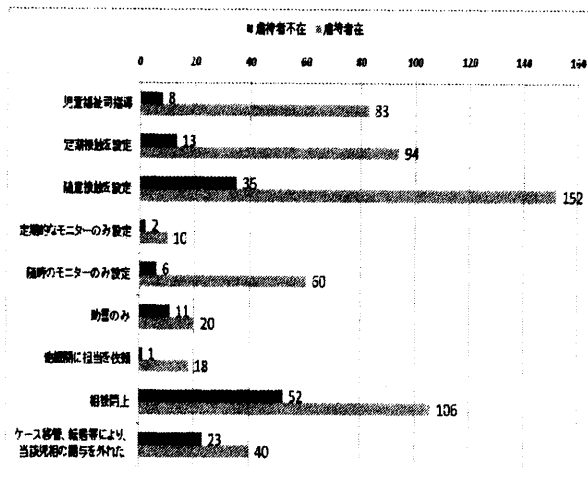


図 37. 虐待者の在・不在での帰宅時の対応の違い

施設入所時点と帰宅時点で家族構成に変化があった件数は比較的多く 398 件 (54.2%) に何らかの家族構成の変化があり、そのうち 142 件 (19.3%) は主たる加害者が居ない状態になっている。残る 592 件 (80.7%) は主たる加害者が居る家に帰っている。表 38 は措置解除時点での主たる虐待加害保護者の在・不在と児相のリスク判断の分布を示す。主たる加害者が居なくなった家への措置解除では大幅なリスクの低減 (113 件 : 79.6%) が認められている。ただし、20%弱にはなお、家庭状況にリスクが残っているとみられている。主たる加害者の居る家に措置解除している事例についての児相の判断の中心はリスクの大幅な低減 (192 件 : 32.4%) では無く、リスクは残っているが在宅可能程度に低下したからという相対的な判断をしていることが分かる (389 件 : 65.7%)。

表 38. 措置解除時点での主たる虐待加害者の在不在と児相のリスク評価

加害者の居ない家に帰宅	142	a 虐待のリスクは完全に消失した	55
		b 虐待のリスクはほぼ消失した	58
		c 虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した。	27
		この項に記載なし	2
		合計	142
加害者の居る家に帰宅	592	a 虐待のリスクは完全に消失した	26
		b 虐待のリスクはほぼ消失した	171
		c 虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した。	390
		この項に記載なし	5
		合計	592
合 計	734	合 計	734

措置解除時点での主たる虐待者の在・不在については、今回の調査にいつの時点から家族動向に変化があったかの情報が無いため評価の難しいデータがひとつみられる。それは段階的親子再接触の計画実施、計画によらない経過的实施、未実施の状況と措置解除時の主たる加害者の在・不在状況との対比である。図 38 はそれぞれの件数であるが、これを構成比にしたのが図 39 である。

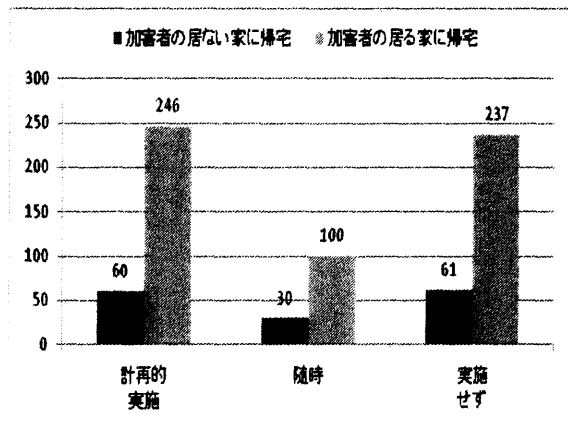


図 38. 段階的親子再接触と帰宅時の主たる虐待者の在・不在（件数）

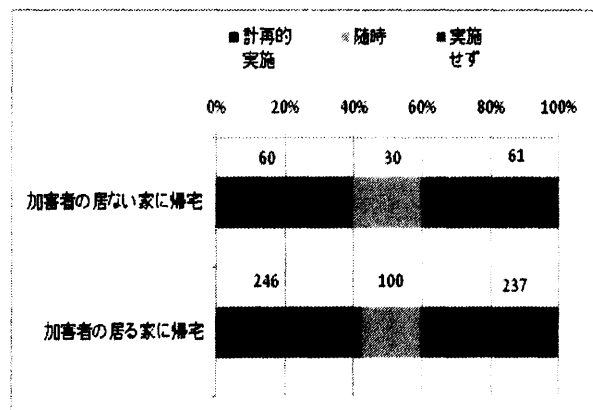


図 39. 段階的親子再接触と帰宅時の主たる虐待者の在・不在（構成比）

この図が示しているのは段階的親子再接触が、結果的に主たる虐待者が不在となった家族にも虐待者が居る家に帰すことになった場合にもほぼ、同率の構成比で実施されていることである。帰宅時のリスク評価ではかなり異なる評価となっている家族状況に対して段階的親子再接触がほぼ同率で実施されていることを説明する仮説は二つである。ひとつは措置解除に至る過程のかなり終盤になって家族構成の

動きがあり、当初の設定や対応途上の段階では状況にさしたる差異は認められていなかった事例が多いというものである。もうひとつは家族状況に関わらず、段階的親子再接触を実施するに至る別の要素が働いている可能性である。後者は今後、段階的親子再接触を計画する段階で、優先的に実施する要件は何かを考える上で重要な疑問を提起している。それは担当者の経験的・直観的バイアスの関与である。人が持つ直観的バイアスとは、状況に応じて、ある対象の数、状態に対して直観的に、この程度をA、この程度をB、C、と割り振っていく作業に現れる。相対的・感覚的な比較が絶対的な基準とは異なる形で調整的に働くのである。この点は今後の課題である。

4) 虐待の再発について

虐待の指導援助において、措置解除後の虐待の再発にはふたつのタイプがある。ひとつは指導上の見通しとして再発は想定範囲内のことであり、何らかの兆候を把握すれば最短のタイミングで被害を最小限度に食い止めて直ぐに対応を開始するもの。これは今回の調査事例では、「虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した」といった評価の下で最もしばしば当てはまりそうなことである。もうひとつは指導上は順調に推移したと評価され、再発のリスクは低いとみなされていたにもかかわらず、結果的に再発がみられるものである。これは児相の評価からは漏れていたか、見過ごされていた何らかの子どものリスクがあったことを想定させる。後者については児相や関係機関が再発の危険因子を適切に評価し直す方法が求められる。

今回の事例では表36でみたように経過的な児相の指導上のもたつきや困難度と虐待再発の危険性は比較的一致することが認められているが、より詳細に予測性があるかという点は不明確である。こうした予測問題はしばしば問題が起こってから後付けで、あと知恵の説明や

情報が混入して検討され指標化されることが多く、それだけでは十分な予測性には至らない。表39では措置解除時点の児相の対応方針と同一年度内の予後と比較する。

これをみると主たる加害者が居る家に「虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した」として措置解除した群からかなり集中的に虐待の再発が認められていることが分かる。特に再分離に至った事例や、ケースの関わりを閉止した後に再発が認められる事例が発生している。ただしその同じ群で、順調な経過をとった事例もまた相当数みられているのである。また主たる加害者の居ない家への措置解除事例で、虐待のリスクが完全かほとんど消失したとされる群からもごく少数ではあるが虐待の再発事例が認められている。少なくともこの情報からだけで虐待の再発リスクの把握はかなり難しいと考えざるを得ない。

反面、主たる加害者の在・不在にかかわらず、措置解除時に家庭でのリスクが相当程度低減していると評価された事例群からはかなりの数の良好な経過事例が認められており、児相の指導上の評価が短期間ではあるが実質的な予後経過とも比較的に一致していることも認められる。

こうしてみると虐待再発の危険性は通常の枠組みではそれなりに良好な経過をとるはずの群の中にも混じって出現するものであることがうかがわれる。また一般的な観点から全般的に良好と見込まれる条件下でも再発のリスクは常にいくらか存在する。

表40-1・2は保護者の虐待に対する態度と措置解除後の虐待再発の関連をみたものである。母集団が措置解除群のみであることを考慮に入れて検討する必要があるが、再発率では措置解除時点で虐待を認めなかった群（行為は認めても虐待ではないと主張、信条による確信行為で虐待ではないと主張）が他に比べて高率の再発を見ていることが注目される。施設入所段階での保護者の虐待認知よりも措置解除時点で

表 40-1. 保護者の虐待認知と解除後の虐待再発
施設入所時点ベース 措置解除時点ベース

施設入所時	措置解除時						合計		措置解除時						合計
	a	b	c	d	e	f			a	b	c	d	e	f	
a 虐待をみとめる	270	7	2	1	1	1	32	a	270	7	2	1	1	1	32
b 行為は否定しないが言い逃れ等により責任認めず	36	1	1	1	1	1	7	b	36	1	1	1	1	1	7
c 行為は認めるが言い逃れ等で虐待認めず	25	1	1	1	1	1	3	c	25	1	1	1	1	1	3
d 行為は認めるが信条によると確信 虐待否認	13	1	1	1	1	1	3	d	13	1	1	1	1	1	3
e 行為は認めないが指摘された不適切養育は認める	6	1	1	1	1	1	3	e	6	1	1	1	1	1	3
f 行為も虐待も認めず	2	1	1	1	1	1	3	f	2	1	1	1	1	1	3
g 不明	1	1	1	1	1	1	3	g	1	1	1	1	1	1	3
合計	734	27	8	4	35	7	81	合計	734	27	8	4	35	7	81

表 40-2 保護者の虐待認知と解除後の虐待再発 40-1
表の集約比較表

	施設入所時		措置解除時	
	件数	再発件数	件数	再発件数
a 虐待をみとめる	292	37 12.7%	384	40 10.4%
b 行為は否定しないが言い逃れ等により責任認めず	119	10 8.4%	91	10 11.0%
c 行為は認めるが言い逃れ等で虐待認めず	75	9 12.0%	39	7 17.9%
d 行為は認めるが信条によると確信 虐待否認	45	4 8.9%	41	7 17.1%
e 行為は認めないが指摘された不適切養育は認める	35	3 8.6%	38	3 7.9%
f 行為も虐待も認めず	84	8 9.50%	40	5 12.5%
g 不明	84	10 11.90%	100	9 9.00%

の虐待認知の態度の方が、若干事後の再発リスクの感度が高いかもしれない結果となっている。表から読み取れるのは、該当2群（c、d）とも入

所時点では別の認知であったものから移動してこの2つの群になった保護者が、cで46.1%、dで34.1%あることで、これから見ると、措置解除とそれ以降の支援における虐待の早期再発を検討する上で、保護者の不適切養育に対する認知を再度審査上の要件として検討する必要があるように見える。

表 40-3 は特殊な引き取り状況と虐待の再発の関連をみたものである。これをみると心理的虐待以外の強引な援助の中断をみた引き取り事例はそうでない事例に比べて再発率がかなり高い傾向がみられる。特に保護者の強い希望によって引き取られたとされる事例でその傾向が顕著である。注目されるのは性的虐待で保護者の強い希望で引き取られた71.4%（7件中5件）で虐待の再発がみられている。

5) 性的虐待事例の引き取りについて

性的虐待は他の虐待と違って、加害の進行性・再被害の危険性が常に考慮される必要があること、子どもの成長に伴って実際の再被害が無くともトラウマ性のダメージが深刻化することなどから、加害者と接触する可能性のある家庭復帰は原則的に認め難い。今回の事例情報では20件の性的虐待と8件の他の虐待との合併での性的虐待の帰宅事例がある（身体的虐待+性的虐待4件、ネグレクト+性的虐待4件）性的虐待20件では15件が主たる虐待者の居ない家に復帰しているが5例は虐待者の居る家に帰っている。また他の虐待に合併する性的虐待では全件が加害者の居る家に帰っている。またその10例が「虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した」との評価で家庭引き取りとなっている。同居の加害者は、実父を含む父親系11人、親族・家族2人である。在宅に戻ったうち主虐待が性的虐待であった7件が同一年度内に虐待の再発をみており、他の虐待に性的虐待が合併していた8件のうち、3件が非行問題の深刻化や精神科入院という経過をとっており、家庭引き取りの予後が極めて悪いことがみられる。

表 40-3 特殊な引き取りと虐待の再発

虐待種別	件数	特殊な引き取りについての内容	合計	d 再発 在宅 指導	f 再 通告 在宅 継続	g 閉 止 後 通告 在宅	h 再 発 確 認 再 分 離	i 閉 止 後 通告 再 分 離	合 計	再 発 率
特殊な引き取り全体			221	8	4	0	18	3	33	14.9%
この項に該当せず			513	19	4	4	17	4	50	9.4%
a 保護者の強い引き取り希望に応じた			125	6	4	0	12	3	25	20.0%
b 強制的引き取り			17	1					1	5.8%
c 子どもが施設不応となりやむを得ず措置解除とした			28	1			1		2	7.1%
d 子どもが施設を出てしまい戻ることを拒否したため措置解除			24				3		3	12.5%
e その他やむを得ない事情により措置解除した			27				2		2	7.4%
身体的虐待	268	a 保護者の強い引き取り希望に応じた	42	2	2		2	1		14.1%
		b 強制的引き取り	2							
		c 子どもが施設不応となりやむを得ず措置解除とした	12				1			
		d 子どもが施設を出てしまい戻ることを拒否したため措置解除	8				1			
		e その他やむを得ない事情により措置解除した	7				1			
		小 計	71	2	2	0	5	1	10	
この項に該当せず			197	4	2	1	8	1	16	8.1%
ネグレクト	365	a 保護者の強い引き取り希望に応じた	70	1	2		9	1		12.9%
		b 強制的引き取り	12	1						
		c 子どもが施設不応となりやむを得ず措置解除とした	8							
		d 子どもが施設を出てしまい戻ることを拒否したため措置解除	10							
		e その他やむを得ない事情により措置解除した	16				1			
		小 計	116	2	2	0	10	1	15	
この項に該当せず			249	11	1	2	6	2	22	8.8%
心理的虐待	81	a 保護者の強い引き取り希望に応じた	6							13.6%
		b 強制的引き取り	2							
		c 子どもが施設不応となりやむを得ず措置解除とした	7	1						
		d 子どもが施設を出てしまい戻ることを拒否したため措置解除	5				2			
		e その他やむを得ない事情により措置解除した	2							
		小 計	22	1	0	0	2	0	3	
この項に該当せず			59	2	1	1	3	1	8	13.6%
性的虐待	20	a 保護者の強い引き取り希望に応じた	7	3			1	1		41.7%
		b 強制的引き取り	1							
		c 子どもが施設不応となりやむを得ず措置解除とした	1							
		d 子どもが施設を出てしまい戻ることを拒否したため措置解除	1							
		e その他やむを得ない事情により措置解除した	2							
		小 計	12	3	0	0	1	1	5	
この項に該当せず			8	2	0	0	0	0	2	25.0%

5) 子どもの帰宅場所と児相の管轄

家族の元に帰ったといっても措置解除した当該児相が管轄する地域内に帰ったのは 670 件で、64 件（9%）は管轄外地域に居住する家族の元に帰っている。基本的に管轄外に帰宅した事例では在宅指導を担当するのは帰宅先地域を管轄する児相と関係機関となり、連続的なフォローに課題があるとみられる。表 41 に概要を示す。

表 41. 帰宅した 734 例の虐待種別別帰宅先

	合計	内訳(虐待種別)			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
措置児相の管轄する管内で家庭引き取り	670	248	333	72	17
転居等で管轄外地域に家庭引き取り	64	20	32	9	3
合 計	734	268	365	81	20

さらに表 39 の経過項目には、措置解除直後からの時期に家族が移動して管轄外に出た情報も含まれており、実際にはかなり流動的な家族移動がある。今回の調査ではこうした経過を十分に識別できる情報は十分ではなく、とりあえず予後情報

についてはその記入のあるものをそのまま使うに留めている。（表 39 の「k：転居・転出閉止」の項が措置解除時点と解除以降に転居した事例を十分に識別できなかったため。）

5-1. 調査結果 3：子ども虐待における父親支援について

1) 調査趣旨

わが国における子どもに対する保護者からの虐待対応受理件数は、平成 20 年度で 42,664 件となっている。この数は、平成 2 年に統計発表されてから増加し続けている。

このような状況を受けて数回に渡る児童福祉法、児童虐待防止に関する法律の改正が行われてきているが、その多くは、虐待被害を受けた子どもの迅速な安全確認と確保に焦点が当てられている。

たしかに、全国の児童相談所の現場では、子ども

虐待に対する介入において困難な事例が多いことも確認されているが、もう一つ大きな課題とされているのが、子ども虐待が起きてしまった家族への援助である。

厚生労働省は「児童虐待を行った保護者に対する支援・指導の充実について」(平成20年3月)として「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を通知し、子ども虐待を子なった保護者に対する支援の一層の充実を求めている。ガイドラインでは、児童相談所が虐待相談として受理した相談について、その保護者に働きかけ家族機能の回復を図ることを目的としており、すでにいくつかの児童相談所では独自の取り組みが実施されているところであるが、全国的に見ると十分な取り組みが出来ているとはいえない状況である。

子ども虐待が起きた家族の家族機能回復が難しい理由としては、多くの家族が複数の問題を抱えており、それぞれの問題が複雑に影響しあっていることがあげられる。したがって、児童相談所は、虐待相談を受理しその家族と相対する際、まずは介入に対する家族の不満や困惑を受け止めながら児童相談所による介入の必要性・正当性に気づかせ、その後に家族機能回復に向けた援助をしていくことになるが、実際は、家族の不満や困惑に付き合う段階で大きな労力を使っているのが現状である。

(児童相談所における家族機能回復への取り組みは、よく「家族再統合(再構築)支援」と呼ばれている。)

全国で実践されている家族再統合支援の取り組みは、保護者の内面に働きかけるもの、保護者が子どもの育て方を学ぶもの、分離している事例では保護者と子どもを段階的に接触させることにより双方が安心できる生活をイメージできるようにするものなど様々であるが、支援の対象としては、母親(実母・養母・継母・父の内縁女性など子どもの養育を行う女性)、父親(実父・養父・継父・母の内縁男性など子どもの養育を行う男性)、子どもに大きく大別される(他に祖父母など親族を対象とすることもある)。そしてその対象となる者の組み合わせは、母親のみ、父親のみ、子どものみ、母子、父子、父母子、父母が想定されるが、

児童相談所が行ってきた家族への支援対象者は母子中心、特に母親を対象としてきた。

このことの一番の理由としては、子どもの主たる養育を母親が担うことが多いという状況が考えられる。また、統計的には母親による虐待が一番多いという状況が理由として挙げられるが、児童相談所は、初めから母親をターゲットにして保護者援助を考えていたわけではない。以下でなぜ児童相談所が母親中心の支援を行ってきたのか？児童相談所における支援で父親はどのように位置づけられているのかについて考察したい。

2) 虐待家庭の父親

虐待家庭の父親は、次の3つに分類できる。①加害者としての父親②傍観者としての父親③家庭内で起きている虐待から子どもを守ろうとする父親(庄司「小児虐待と父親」)

① の場合はさらに父親が積極的に虐待行為を行っている場合と、家庭内で孤立した状況の中で虐待行為を行っている場合に分類できるが、両方の場合とも児童相談所は加害者である父親に直接アプローチすることが原則であり、父親自身を子どもとの虐待関係から抜け出させることをテーマとして援助する。しかし、前者の場合は父親が暴力的・支配的傾向が強いことが多くは父親に対する直接的なアプローチに困難を伴うのでやむを得ず母親を窓口として支援を行う。後者の場合は、やはり母親を窓口として父親をなだめたり、父親をコントロールしたりする。また、両親とも虐待行為をしている場合は、母親を窓口として児童相談所の援助方針を伝えたりしながら父親に同意を求める。

② の場合、加害者は他の家族メンバーとなるが、父親自身が子どもの養育に無関心であったり、非協力的であることが多く、その結果子どもの養育の負担が他のメンバーに集中し虐待が起きてしまうことが多い状況が想定される。この場合は、父親に自分の家族で起きていることを理解してもらい、その改善のための努力をしてもらう必要があるが、無関心・非協力であるために父親へのア

ブローチは困難で母親を窓口にしながらか支援を行っていくこととなる。

- ③ の場合、父親は子どもを守ろうとするし、場合によっては家族の窓口としての役割を担うことができる期待もある。

児童相談所は虐待が起きた家族への迅速な支援を求められているため、どちらかといえばアプローチしやすい母親を家族の窓口とすることを経験的に実践してきたのである。

・ 父親に対する援助の困難性

父親に対する援助の困難性を男性が持つジェンダー特性の視点から検討したい。

全国児童相談所長会が調査した調査結果報告書に父親支援の特殊性について以下のように考察している。

男性特有の問題として①男性の感情表出の低さ②援助に対する動機付けの低さ③虐待者と決め付けられた被害感情の激しさ④自身が主人公であると認識している家庭という領域を侵されたということへの怒り⑤自身の父親との関係を兎相の持つ権力性に投影する心理規制があるとし、そのことに敏感な専門性を持つ必要があると指摘している。以下にそれぞれの課題について考察したい

① 男性特有の感情表現の低さ

子ども虐待の支援においては親子関係・保護者と家族の関係について保護者の内面に働きかける必要が生じてくる。しかし、男性はその社会的役割から理論的であることや社会的であることを求められてきた。そのため、感情をあらわにすることはせず、あくまでも社会的に適切な態度を取ることが多い。そのため、男性はこのような極めて情緒的なテーマに向き合いそのテーマについての自分の感情を表現することが苦手ですら避けようとする傾向があると考えられる。

② 援助に対する動機付けの低さ

先に述べたとおり父親は家庭内において子どもの主たる養育者ではないことが多い。そのため、児童相談所が介入後に子どもの養育をテーマに支援を進めようとしても、自らが養育を行っていないため動機付けが低くなると考えられる。

③虐待者と決め付けられた被害感情の激しさ

子どもに対する虐待の多くはいわゆる養育のつまづきから虐待にエスカレートする事例も多い。このような場合、周囲の支援を受けられなかった（受けるすべを知らなかった）、子ども側に養育負担につながる何らかの原因があったなど、子どもの養育を行っていく上で保護者自身や保護者周辺あるいは子どもに何らかの原因を求めることができ、介入後の支援としては、それらの原因をできるだけ取り除く、あるいはそれらの原因から来る養育負担感を軽減する支援をしていく方針が立てられるだろう。この場合は保護者も自分自身を否定されたような感情にはなりづらいと予想される。しかし、父親が虐待者の場合の多くは「養育のつまづき」というより、父親自身が生きてきた人生の中で体験的に獲得してきた親子関係のパターン（身体的虐待を行った父親が介入時によく言う言葉として「自分も叩かれて育ってきたから今がある。子どもは叩いて育てなければ強くない」と言うものがある）を繰り返しているものである。このような場合は、自分の子育てに対して不適切であるとの介入を受けることは、自分自身が生きてきた人生そのものを否定されることになりかねず、激しい抵抗と被害感情が生まれる。

④ 自身が主人公であると認識している家庭という領域を侵されたということへの怒り

男性は自分の役割を「仕事をすることでの経済的保障」と位置づけていることが多い。つまり、自分の家族は自分が支えていくもので、他人からの自分の家庭に対する介入については激しく抵抗する。特に子ども虐待の他に DV がある場合などはこの傾向は強い。DV 加害の男性の多くは自分の家族を支配し、自分が支配している家族の中では常に自分が主人公でなければならない。

⑤自身の父親との関係を兎相の持つ権力性に投影することに対する心理規制

子ども虐待を行う保護者は自分も被虐待の経験を持つことが多いことは広く知られている。また、被虐待経験がなくても非常に厳格な父親による支配的な家族構造の中で育ってきた保護者も多い。一方、児童相談所による子ども虐待に対する介入は保護者からすれば法的な介入であり公権力の大きな力を背景に

した介入であると感じるだろう。児童相談所は子どもの安全に関しては妥協しない姿勢を求められているために、保護者側の言い訳や主張に耳を傾けつつも子どもの安全が確保されないと判断すれば家庭から子どもを分離する。また、その後も保護者に対して大きな権力性を用いて保護者支援を行うと保護者は捕らえるかもしれない。もちろん、実際には児童相談所は当初は強い介入をするが、その後は保護者と協働関係を構築し子どもの安全・安心な生活を実現するための支援を行っているのであるが、自分の父親からの強い権力を用いた育ちを経験している保護者は児童相談所の思惑に反して、児童相談所の支援に対して大きな抵抗を示すだろう。

以上が父親支援に特別な専門性が需要であり困難性が伴う理由である

5・2 父親支援調査報告－2

1) 調査方法

全国の児童相談所 211 ケ所（支所、分室を含む）の児童相談所を対象に質問紙調査票により平成 21 年 8 月から 9 月の間で調査を実施した（調査票は別紙 No. ）。主な調査内容は、児童相談所において調査時点で実施している父親を対象としたプログラムの実施状況について調査した。

2) 調査結果

(1) 調査票回収率

調査票を配布した児童相談所 211 ケ所中 115 ケ所からの回答があり、回収率は 54.5%だった。

(2) 父親を対象とした保護者支援プログラムの実施について

回答のあった児童相談所のうち父親に特化したプログラムを実施している児童相談所が 6 ケ所、父親も参加する両親・家族へのプログラムを実施している児童相談所が 17 ケ所、父親も参加するプログラムの実施を検討しているとした児童相談所が 2 ケ所、必要と感じているが実施できないと回答した児童相談所が 9 ケ所、通常のケースワークで対応していると回答した児童相談所が 80 ケ所であった。

表 42. 父親を対象とした保護者支援プログラムの実施について

父親に特化したプログラムを実施している	6
父親も参加する両親・家族のプログラムを実施している	17
父親も参加するプログラムの実施を検討している	2
必要を感じているが実施できない	9
通常のケースワークで対応している	80

①父親に特化したプログラム

対象者は、分離措置中か在宅指導中かに関わらず虐待の加害者である父親が 3 件、虐待の加害者かどうかに関わらず分離措置中の子どもの父親が 1 件、子どもの養育に関わる男性が 2 件となっている。

表 43. 対象者：父親に特化したプログラム

虐待者である父親	3
分離措置中の父親	1
子ども養育に関わる男性	2

実施しているプログラムのねらいについては、1 つのプログラムで複数のねらいをあげているプログラムもあったため、その場合はひとつずつカウントした。虐待傾向の低減をねらいとしたものが 3 件、グループの効果により家族関係の構築をねらいとしたものが 2 件、父親自身の価値観・行動様式の変容をねらいとしたものが 1 件だった。

表 44. ねらい：父親に特化したプログラム

虐待傾向の低減	3
グループの効果による家族関係の構築	2
価値観・行動様式の変容	1

プログラム実施担当者は、児童相談所スタッフが担当するものと、精神科医師や臨床心理司、大学の研究室など外部との協働により実施しているものがあった。

表 45. 実施担当者：父親に特化したプログラム

精神科医・児童心理司（外部スタッフ）	4 件
大学教授等	1 件
トレーニングを受けた児童心理司（児相スタッフ）	1 件

実施頻度については、すべてのプログラムが定期的に実施されていた。

表 46. 実施頻度：父親に特化したプログラム

2週間に1回	2件
3．5週間に1回	1件
4週間に1回	1件

プログラムの実施期間設定については、期間設定を特に定めていないとするプログラムが3件。3ヶ月～6ヶ月と定めているプログラムが2件。無回答が1件となった。

表 47. プログラムの期間設定：父親に特化したプログラム

特に定めず	3件
3ヶ月～6ヶ月	2件
無回答	1件

プログラムの運営・実施に関する予算計上については、事業予算として計上しているとの回答が3件。事業予算として計上していないとの回答が2件。無回答が1件となった。

表 48. プログラムの運営・実施に関する予算計上

予算計上している	3件
予算計上していない	2件
無回答	1件

平成20年度の父親に特化したプログラム利用人数については、それぞれ0人、2人（2件）、7人、12人、無回答1件となっている。

表 49. 平成20年度の利用人数：父親に特化したプログラム

0人	1
2人	2
7人	1
12人	1
無回答	1

プログラム使用にかかる著作権の有無については、回答のあったすべてのプログラムで著作権はなしとの回答だった。

表 50. プログラム使用にかかる著作権の有無：父親に特化したプログラム

あり	0
なし	6

プログラム実施者の資格要件の設定については、回答のあったすべてのプログラムについて資格要件の設定はなかった。

表 51. プログラム実施者の資格要件の設定：父親に特化したプログラム

あり	0
なし	6

プログラムの実施場所については、児童相談所で実施しているプログラムが3件、児童相談所以外の場所で実施しているプログラムが1件、無回答が2件だった。

表 52. プログラムの実施場所：父親に特化したプログラム

児童相談所	3
児童相談所以外	1
無回答	2

プログラムを導入した時期については、3件のみの回答であったが、それぞれ6ヶ月前、3年前、7年前であった。

参加者の変化と援助上の効果では、外部スタッフとの協働で実施している事例では、プログラム実施スタッフとの良好な関係が児童相談所担当者との関係に汎化することにより援助を受け入れやすくなったこと、コミュニケーションのとり方や考え方に変化が見られ、その変化を元に支援プログラムを進めていけたことがあげられた。

児相スタッフで実施している事例では、自身の子育てを客観的に振り返ることが出来るようになると共に、対人関係における防衛・こだわりが減少し自分の思いを素直に表現できるようになったことがあげられた。

課題としては、参加の動機付けの課題で、初回の参加に抵抗が強く1回の参加のみで以降つながらないことがあったり、継続参加が定着するまでの時間が長くなるので、一定の割合で継続が途切れる参加者がいること、実施場所が所管する自治体の中で1ヶ所しかなく参加者にとって不便であること、仕事を持っている父親が参加するにあたっての負担とプログラム実施上の効果を考慮した際の適切な実施頻度の設定の難しさ、カウンセリングだけで身についてしまった怒りを抑え

ることを行動化していくのは難しく、並行してトレーニングをする必要があることがあげられた。

②父親も参加する家族・両親へのプログラム

父親も参加する家族・両親へのプログラムの対象者としては、虐待者である両親が最も多い（5件）。次いで虐待者である父親（3件）。体罰肯定的な考え方を持っている、子どもに育てにくさを感じている、ステップファミリーなど将来的に虐待リスクが高い保護者を対象としたもの（3件）。子どもの養育に関わる保護者（3件）。子どもとの関係改善のモチベーションが高い保護者（1件）。無回答（2件）であった。

表 53. 対象者：父親も参加する家族・両親へのプログラム

虐待者である両親	5
虐待者である父親	3
将来的に虐待リスクが高い保護者	3
子どもの養育に関わる保護者	3
子どもとの関係改善モチベーションが高い保護者	1
無回答	2

実施しているプログラムのねらいについては、父親に特化したプログラムと同様1つのプログラムで複数のねらいをあげているプログラムもあったため、その場合はひとつずつカウントした。子どもへの接し方のスキルをねらいとしたものが7件、養育観へのアプローチをねらいとしたものの、虐待予防をねらいとしたものがそれぞれ4件、父親としての適切な役割の理解・習得をねらいとしたものが3件、虐待行為が子どもに及ぼす影響の理解をねらいとしたものが2件、当事者参画、アセスメントを目的としたものがそれぞれ1件だった。

表 54. ねらい：父親も参加する家族・両親へのプログラム

子どもへの接し方のスキル	7
養育観へのアプローチ	4
虐待予防	4
父親としての役割	3
虐待行為が子どもに及ぼす影響の理解	2
当事者参画	1
アセスメント	1

プログラムの実施担当者は、すべて児童相談所スタッフが担っている。児童福祉司、児童心理が単独で担当するもの、児童福祉司と児童心理司のチームで担当するもの、児童福祉司、児童心理司に加え児童相談所の他のスタッフが加わり担当するものと分かれた。児童福祉司、児童心理司以外のスタッフでは家族再統合専門チームが担当者となっている例が多かった。

表 55. プログラム実施担当者：父親も参加する家族・両親へのプログラム

児童福祉司	3
児童心理司	5
児童福祉司＋児童心理司	2
児童福祉司＋児童心理司＋他のスタッフ	4
家族再統合専門チーム	3

実施頻度については、定期的に実施しているプログラムが10件。不定期な実施が7件となっている。定期的な実施をしているプログラムについては、1週間に1回が1件、2週間に1回が4件、3週間に1回が1件、3～5週間に1回が1件、4週間に1回が3件だった。

表 56. 実施頻度：父親も参加する家族・両親へのプログラム

不定期	7
1週間に1回	1
2週間に1回	4
3週間に1回	1
3～4週間に1回	1
4週間に1回	3

プログラムの実施期間設定については、特に定めていないプログラムが4件、1ヶ月～3ヶ月が3件、3ヶ月～6ヶ月が4件、6ヶ月～1年が5件、1年以上が1件だった。

表 57. プログラムの実施期間設定：父親の参加する家族・両親のプログラム

特に定めず	4
1ヶ月～3ヶ月	3
3ヶ月～6ヶ月	4
6ヶ月～1年	5
1年以上	1

プログラムの運営・実施に関する予算計上については、事業予算として計上しているとの回答が3件。事業予算として計上していないとの回答が14件だった。

表 58. プログラムの運営・実施に関する予算計上：父親の参加する家族・両親のプログラム

予算計上している	3
予算計上していない	14

平成20年度の利用人数については、0人が1件、1人が3件、2人が4件、5人が3件、7人が1件、28人が1件、無回答が4件だった。

表 59. 平成20年度利用人数：父親の参加する家族・両親のプログラム

0人	1
1人	3
2人	4
5人	3
7人	1
28人	1
無回答	4

プログラム使用にかかる著作権の有無については、著作権有りが6件、著作権無しが9件、無回答が2件だった。

表 60. 著作権の有無：父親の参加する家族・両親のプログラム

著作権有り	6
著作権無し	9
無回答	2

プログラム実施者の資格要件の設定については、資格要件が設定されているプログラムが7件、資格要件は設定されていないプログラムは7件、無回答が3件だった。

表 61. 実施者の資格要件の設定：父親の参加する家族・両親のプログラム

設定有り	7
設定無し	7
無回答	3

プログラムの実施場所については、児童相談所

にて実施しているプログラムが14件、児童相談所以外で実施されているプログラムは1件、無回答が2件であった。児童相談所以外での実施場所は児童施設だった。

表 62. 実施場所：父親の参加する家族・両親のプログラム

児童相談所	14
児童相談所以外	1
無回答	2

プログラムの導入時期については、17件中7件の回答があった。6ヶ月前が2件、1年前が2件、15ヶ月前が1件、3年前が1件、4年前が1件だった。

表 63. プログラム導入時期

6ヶ月前	2
1年前	2
15ヶ月前	1
3年前	1
4年前	1
無回答	10

プログラム参加者の変化と援助上の効果については、児童相談所が展開する支援に対する同意が得やすくなった、児童相談所が指摘してきた問題について家族が自分たちの問題として認識するようになったなど主体性の向上につながった、子育ての振り返りやスキルの向上、感情のコントロールが出来るようになった、両親双方の機能補完が進んだなどがあり、当然そのことで子どもと父親の関係改善につながったという効果が明らかになった。

課題としては、児童相談所の体制の課題として職員の専門性の確保とその維持、人員確保とプログラム対象者との実施日程の調整をあげる回答が多かった。その他としては、プログラム参加者へのプログラム導入時の動機付けとプログラム参加継続の動機付けの課題、プログラム受講内容を参加者が自分の都合の良いように理解してしまったり、プログラムへの参加態度は良好であったが受講後の効果について疑問があるなど、参加

者のプログラム理解の課題、保護者のもつ多様な問題のすべてに対応できないなど1つのプログラムだけでは十分な効果が期待できないなどの課題があげられた。

③父親が参加するプログラムを実施していないが必要性を感じている

父親が参加するプログラムを実施していないが感じている必要性については、虐待など不適切養育の改善には家族成員それぞれに働きかける必要があるためとの回答が7件、特に虐待行為を行う父親に対しては通常のケースワークだけでは不十分で、父親自身に働きかけることで価値観や行動の変容を促したいとする回答が2件である。

表 64. 必要性：必要と感じているができない

家族それぞれに働きかける必要	7
父親自身に働きかけることにより 価値観・行動変容を促す必要	2

実施できない理由としては、父親は仕事をしていることが多く、児童相談所の業務時間とプログラム実施の設定時間の調整が困難であるという回答が3件、父親自身に問題解決の意識が乏しいという回答が1件、児童相談所にプログラム実施の専門性がないという回答が5件、

表 65. 実施できない理由：必要性を感じているが実施できない

父親との時間調整	3
父親の問題解決意識	1
児相の専門性	5

④父親が参加するプログラムの実施について検討中

実施には至っていないが検討中と回答した児童相談所では、検討しているプログラムのねらいは、子どもへの接し方のスキルに関するものと、子どもへの関与についての理解や虐待をしてしまう母親のサポート方法の理解があった。具体的には、前者はコモンセンス・ペアレンティング、

サインズ・オブ・セーフティアプローチなど当事者参画の考え方を取り入れたものがあげられ、後者は父親グループへの参加があげられた

IV. 考察

1. 親子分離事案の家庭復帰について

今回の調査によれば児相が介入によって親子分離した事例の内、措置解除になる事例では、その半数以上がおよそ2年以内に措置解除となり、その7割の子どもが家庭復帰している。復帰する家庭の約半数では家族構成のなんらかの変化があり、約2割の子どもは主たる虐待者の居なくなった家に帰る。残る8割の子どもは主たる虐待者がいる家庭に帰る。これらの保護者・家族に対して約4割強の事例について入所期間の長短にかかわらず段階的な親子再接触のプログラムが実施されている。残る2割弱の事例では計画的でないものの段階的な親子の再接触が実施される。残りの4割の事例では段階的な親子再接触はあまり意識されていない。特に入所期間が6カ月未満の事例では段階的な親子再接触が設定されない場合、数日前の面会やいきなりの外泊から帰宅となる場合がある。これらの一部は措置入所という手続きをとってはいるが、一時保護的な意味合いが強いとみられる。

保護者の約6割は施設入所措置時点では不適切養育を十分に認知せず、児相の指導に反発したり抵抗を示したりしているが、徐々に態度を変え、子どもの措置解除の時点では不適切養育を認め、児相の指導を受け入れる者が増える傾向にある。ただわずかではあるが、不適切養育の認識において逆行する認識に立って、徐々に不適切養育を認めなくなる保護者もある。保護者の態度変容の主たる要素は当初は具体的な行為を認めるかどうかで、行為を認める者はそうでない者よりも虐待の認識、不適切養育の認識が変化する可能性を持っているように見える。そして時間経過と共に養育の不適切さを認めない保護者の危険性が増し、家庭引き取り後の虐待の再発のリスクのひとつとなっているようにみえる。

虐待の再発については調査期間が短いためにその全容を評価できるものではないが、逆にわずか1年以内の期間で約1割の再発が認められた。その多くが虐待者の居る家庭に、「虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した」として帰された事例である。また児相の援助を中断するか短縮するような保護者の強い要請で引き取られた事例では再発率が高い傾向が認められる。ただし、措置解除時点での児相の評価はいずれの事例も一応支援が一定の効果をあげ、虐待のリスクは低下したと評価されている。保護者の態度では当初の虐待認知とは別に、措置解除の時点で行為の不適切さ、「虐待」であることを認めない態度を取った保護者から高い率で虐待の再発が認められる傾向にある。ただし、当初から不適切養育を認め、措置解除・家庭復帰の時点でも不適切養育を認めている保護者の家庭からも虐待の再発が発生率は低いものの件数的には多く見られている。こうした状況はこれらの児相の評価枠だけではリスクを予測的に評価することが充分ではないことを示している。確かに虐待のリスクが殆ど無くなったという評価群では再発は極めて少ないがそうした評価を得るのは全体の1割程度に過ぎない。再発がみられた同じ群から良好な経過事例も認められており、虐待再発の識別には何か別な観点整理が必要とみられる。

2. 保護者支援プログラムについて

本研究班は子ども虐待事案の保護者援助のあり方に関する実証的研究として、その手法や効果的な対応についての整理を目指してきた。その結果として特別なプログラムは援助過程の後半期、保護者の準備性が整った段階でソーシャルワークと並行的に用いられるものと、ソーシャルワーク自体の技術として援助過程そのものを進めていくのに使われるものとに分けられることを確認してきた。前者が一般的に特別な保護者援助プログラムと呼ばれており、後者はソーシャルワークの技法として保護者支援だけでなく相談対応全般の技術として展開してきている。前者の代表

的なものにペアレンティングと呼ばれる養育支援に関するもの、保護者自身のエンパワメントに焦点をあてたもの、従来からの個別カウンセリングや心理療法、グループ療法を虐待相談に適用したもの等がみられる。またその多くが経過的に母子関係や母親に特化したものが多かったことに反省として父親に特化したアプローチも注目されつつある。さらに昨年度本チームでも検討した継続通所や短期宿泊をメニューに持つ保護者支援、親子関係調整のアプローチも整理されつつある。これらは児童相談所だけでなく、児童福祉施設や一時保護所といった子どもの生活の支援施設も含めて展開が期待されつつあるようにみえる。

ただし、これらの技法はまだその適用はごく一部に限られており、その効果を評定するとしても母集団全体に対する説得力に達しない（全体の1～4%）。こうしたプログラムが普及しないのには、第一に財政的課題や人員不足で児相が初期対応にエネルギーを奪われ続けていることもあるが、もう一つの理由は、その実証的な適用について、援助の本体である児童福祉ソーシャルワークが保護者をそれらプログラムの実施参加までに動機づけ、紹介して結び付けなければならないからである。どのプログラムも独立に柔軟に保護者にアプローチするものではない。またそのプログラムが有機的に効果を発揮するためにも、結果的に保護者に生じた気づきや変化を全体的な支援に生かせるソーシャルワークが基礎となる。

こうした観点からみると、より基本的なソーシャルワークにおける手法がもうひとつ前の段階で重要であることが見えてくる。現段階でこの段階のアプローチは各自治体が独自に立ち上げてきた保護者支援プログラムと呼ばれるものや、サインズ・オブ・セーフティ、ソリューション・フォーカスト・アプローチ、ファミリー・グループ・カウンセリング、当事者・保護者参画モデルなどが、折衷的、日本的な加工も含めて展開中である。

しかしいずれも部分限局的な手法、一部の地域自治体で試行的に取り組まれてきた経過があり、特定の地域、自治体、スタッフの範囲での試行と洗練の作業が展開中である段階といえる。

3. 段階的親子再接触プログラムについて

我々はさらにその基底にあってすべての児相が基本的に実務において現に実施していること、児相独自の業務体系、歴史的経過によって形成されてきた手順・手法に焦点を当てようとしてきた。特に介入による親子分離から家庭復帰を目指す援助過程における手法は、日本独自の親子観、法体系、組織・体制を背景にして形成されてきた。我々はこれを段階的親子再接触、あるいは段階的親子再接触プログラムと呼んで、児相における分離親子の家庭復帰支援を含む親子支援の基本的枠組みと考えたい。

段階的親子再接触プログラムは図1にあるように、最大6段階に分けられる連続的な段階によって子どもと保護者の関係を修復し、保護者の変容を促し、最終的には子どもを安全に家庭に帰すことを試みるところまでをカバーする手法である。もちろん、家庭復帰以前の各段階での親子関係の修復が重要であると同時に、仮に家庭復帰したとすれば、復帰以後に在宅での親子関係調整の支援が開始されて初めて実効性のある連続的な支援となる。

段階的な親子再接触の目的は保護者と子どもの緩やかな関係修復にある。最初の面会と最初の外泊について特に慎重な評価と事前準備が求められる。保護者は自らの不適切養育を意識し、課題とし、児相や関係機関の支援を受け入れて適切な子どもへの養育改善と子どもへの対応を工夫しなければならない。また家庭復帰に当たって保護者は児相の提示する援助方針、連携する地域関係機関との協力関係を作らなければならない。これらは基本的な枠組であり、その途上で、先述の様々な技法的工夫が投入されることが想定される。

4. 家庭復帰事例からみた段階的親子再接触の実践

児相は介入によって親子分離した事例に対し半ば意識的に、半ば状況依存的に段階的な親子再接触の手順を提示し続けてきた。しかし他方でその枠組みを十分に活用出来ず、具体的な時間的見通しや課題提示をもって保護者支援を構築することが出来ず、断片的な技術的手法の折衷を繰り返している状況もあるように見える。特に職員の頻繁な交替や非専門家が多くの配置される自治体によっては専門性や、高度な技法体系を学習・共有することが難しい状況がある。我々研究班は、こうした状況そのものの改善の必要性和危機的状況を認識すると同時に、伝統的に児相が形成してきた手順、手法の意識化とその整理の有効性を考えている。児相にはそれが何と呼ばれてきたかにかかわらず、ケースワーク、ソーシャルワークの区別がつかずとも、一定の保護者対応の価値観・手順を形成してきた経過がある。今回我々が段階的親子再接触と呼ぶものはその一部である。

実態的な親子再接触過程は3でみてきたように一定の子どもへの養育態度と親子関係の自覚を軸に評価され、いくつかのハードル設定によって、連続的な親子の再接近過程を構築しようとする。ただ、それは自覚的・意図的に計画される場合と状況依存的にちょっと参照される程度の場合が混在しており、更にはⅢの4でみたように、それさえ意識されていないこともある。それでも段階的親子再接触は特定の技法や制度に左右されず、より基本的な手順として児相の実務の中で共有されてきたといえるのではないだろうか。それを技法的手順と考えるか、単なる行政サービス上の習慣的事務手順とするかは担当者にかかっている。

具体的な実践事例では、いくつかの課題があることが見えかけている。まず、積極的な段階設定と受動的対応としての最小限度の設定との整理、どのような事例にどのような要件整理を行って優先的に設定を使うのか、保護者の状況と共に子どもの状況の評価手順と枠組み、リスク評価のための節目とその内容の標準化、措置解除に向けて

の地域関係機関と家族の接点の構築、継続的な在宅指導への移行のための条件提示などがそれぞれの事例の蓄積から浮かびあがろうとしている。今回はさらに同一年度内の虐待再発に焦点を当てて検討を試みた。昨年度調査した個別プログラムの評価手法も含めて、わが国のこうした行政サービス制度の評価は自己完結的な自己評価システムに留まっている。それは手法の洗練や更なる発展的提案のためのチェックとしては効果的だが、保護者に対してハードルとして提示する枠組みの社会的説明責任や社会的な制度化の説得材料としては弱い。この点ではやはり虐待再通告を基準とした評価がひとつの手法となると考えられる。

5. 保護者支援プログラムについての今後の課題

たまたまこの研究と併行する形で全国児童相談所長会の調査が実施され、児相の虐待対応の全体像評価の試みが進められている（全児相2010）。この報告書から相当数の一時保護からの直接の家庭復帰事例が措置事例と並んで動いていることがうかがわれた。また一時保護期間が長期化している傾向があり、事実上の親子分離期間が本調査の短期群と重複することもうかがわれた。一部の自治体では施設措置と並んで短期の一時保護所での親子分離、家族調整や家庭復帰までの対応が考案されている実態も伝え聞く。おそらく緊急保護の件数は虐待相談の増加、通告の増加によって今後とも増加し続ける者と思われ、そういう流れの中で、ごく短期から中長期、長期にわたる行政機関による親子分離事案が増加し続けるに違いない。そうしたすう勢の中、一時保護、措置入所を問わず介入分離された親子関係の調整・修復、不適切養育の変容に焦点化した保護者支援課題があるものと認められる。段階的親子再接触の意識的な課題整理とプログラム化はこれまで各自治体単位で独自に保護者支援プログラムを検討してきた経過をなぞっている可能性が高く、そうした共通性において保護者支援のランドデザインとして何がしか各児相現場の実践

に寄与できるのではないかと考える。

次年度は本研究計画の最終年度であるが、一時保護所における親子分離と関係調整の情報をこれまでの調査に加えて児相における親子関係調整の基礎的な枠組み、手法、課題の整理を進めたい。

6. 父親に関する指導プログラムの考察

1) 対象となる父親およびプログラムのねらい

プログラムの対象者としては設定したプログラムごとに設定しており、虐待者であるかどうか基準となっている場合が多い。

プログラムのねらいは、「父親に特化したプログラム」では父親自身の認知や行動変容を促すものが多く、「父親も参加する家族・両親へのプログラム」では上記の他、子育てスキルの向上や家庭内での父親役割の認識を促すものがあつた。

2) 援助上の効果

「父親に特化したプログラム」では、父親自身が自分の気持ちや考え方に気付くことと、父親と援助者との間に信頼関係が生まれることにより、父親自らの養育における不適切性への自覚と児童相談所の援助方針への協働が生まれることが確認された。これは、父親に対して「子どもの養育者」としてよりも「父親個人」として働きかけたことによる効果といえる。

「父親も参加する家族・両親へのプログラム」では、子どもを脅かし不安にさせるような養育の見直しができるような感情のコントロールを父親が見につけること、養育姿勢と家庭復帰に向けたあるいは不適切養育改善に向けた児童相談所の支援方針への協働、家族機能全般の回復・向上により、家庭の安全性と養育能力の向上がはかれるとともに、不適切養育改善への努力が見られた。このことは、父親に対して「子どもの養育者」として働きかけた効果である。

3) 父親支援の課題

①児童相談所の体制的課題

父親の多くは仕事を持っていることが多く、プログラムの実施に当たっての日程や時間設定において児童相談所の業務時間との調整が難しい場合が多い。

プログラムの実施には特有の専門性が必要であり、専門性を有したプログラム実施者の継続的確保が難しい。

②参加動機および継続の課題

父親は一般的に子どもの主たる養育者でない場合が多く、たとえ自分自身の虐待行為への介入であっても自分自身がもつ課題が子どもの養育に影響を及ぼしていることに直面化しづらい。そのため、初回参加の動機付けが困難である。

プログラムに参加後もプログラム自体が父親自身の成育歴、これまでの養育観にアプローチするため継続的な参加について精神的に負担になりやすい。

③参加者である父親の持つ課題

プログラムに対する理解の問題で参加継続はしていても、プログラムの内容を自分の都合のよいように解釈し結果として不適切養育の改善が見られない。

プログラム継続中は取組姿勢がよく、援助上の効果もある程度見られていたが、プログラム終了後その効果が持続しない。

④プログラムの限界

子ども虐待を行ってしまった保護者は多様な課題を有していることが多く、ひとつのプログラムでは行動上の改善に至らない。

7. 父親指導プログラムについて：まとめ

1) 父親が参加するプログラム実施の必要性

児童相談所が従来から行ってきた担当者による面接・家庭訪問などによる保護者へのアプローチと社会資源の効果的な活用などのソーシャルワークだけでは、子どもの安全の保証ができない家族に対して、従来の取組と並行して特別な保護者支援プログラムを投入することにより、家族メンバー個々の養育についての気付きや家族機能全般の回復・改善を目指すこと。

このような前提に立った時、当然母親（あるいは母子関係）だけでなく、父親（あるいは父子関係）にもアプローチすることが有効であると考えられる。

父親へのアプローチの際には、男性性や父親が男性であるがゆえに社会的に要請されている役割等を考慮したかかわりが当然必要である。

2) 父親支援についての今後に向けての提案

支援対象者それぞれが持つ課題に焦点化したプログラムの導入は不適切な養育環境におかれた家族関係が悪化した子どもと家族が再び家族としてのつながりを持つためには有効である。

そのために児童相談所は様々な手法を導入し試行錯誤の中でその有効性を検討している段階であると考えられる。

保護者支援の有効性という視点で見ると今回の調査で得られた結果から、援助上の効果を「家庭復帰できた」とする回答は一つもなく、「家族関係の改善」がその効果として挙げられていた。

児童相談所における保護者支援プログラムについては、プログラムの実施により「家庭復帰」が早まるような性格のものではなく、児童相談所が考える「家庭復帰」あるいは「家族関係再構築」の方針について保護者との共有を助けるためのものであるとの認識が必要である。このことは、父親グループに参加が継続している父親が「子どもを速く帰してほしい」と訴えるわけではなく、むしろ「今は子どもを引き取ることは難しい」との認識をもつことがあることに集約される認識である。

この認識を元にして従来型のケースワークと並行して保護者個々が持つ課題解決に向けたプログラムが提供される必要がある。

3) 父親支援についての今後の課題

①児童相談所がプログラムへの参加を提示し、提示を受けた父親が実際に参加するまでの経過がどうなっているか？

現状では、児童相談所がプログラム提示をする

際、プログラムの適応についてある程度判断した上で有効であると判断できる父親に提示を行っているような状況があると想定される。

②ケース担当によるソーシャルワークと父親支援プログラムとの関係はどうなっているか？

父親支援プログラムへの参加継続やプログラム受講後の効果の持続性などに影響を与える要因の一つとしてケース担当者によるソーシャルワークの状況があると考えられる。

③児童相談所では父親支援プログラムの効果についてどのような基準をもっているのか？

「今後の提案」にあげたような保護者支援プロ

グラムの効果についての認識について児童相談所ではどのような認識をもっているのかについて整理する必要がある

④非加害者である父親に対する支援の実施に関すること

今回の調査では実施されているプログラムはすべて加害者である父親を対象としたものであった。しかし、虐待が起きた家族の機能回復にあたって加害親への支援と並行して、非加害親への支援を行っていくことや、加害親へのアプローチが困難なので非加害親への支援を行うことなどが有効である場合も多い。

参考文献

全児相 「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査 報告書」全国児童相談所長会 全児相通巻 87 号 2009
山本他「児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究(2)」日本子ども家庭総合研究所紀要 第 45 号 235-283 2008
厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008
平成 19 年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究（主任研究者：才村純）」2008 こども未来財団
才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」2006 日本子ども家庭総合研究所紀要第 42 集（平成 17 年度）147-175
愛知県「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」2003
神奈川県「「こども虐待」への家族支援」2006
千葉県社会福祉協議会「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」2008
児童虐待防止対策支援・治療研究会編「子ども・家族への支援・

治療をするために」 2004 日本児童福祉協会
才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究 ～実践事例の収集、分析」2008 日本子ども家庭総合研究所紀要第 44 集（平成 19 年度）187-256
野口啓示「被虐待児の家族支援 家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発」2008 福村出版
親子関係の再構築に向けた支援のあり方検討会（座長：庄司順一）「親子関係の再構築に向けた家族支援～親（母）と子の宿泊型サポート事業を実践して～」2008 宮城県大崎地域子どもセンター
小野善郎「虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究」『平成 19 年厚生労働科学研究補助金（子ども総合研究事業）「児童虐待の子ども被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山眞紀子）」分担研究報告書』2008 437-456
平成 19 年度研究報告書「児童虐待における家族支援に関する研究 ―児童福祉施設での取り組み―（研究代表者：川崎二三彦）」2008 子どもの虹情報研修センター

資料：アンケート所票（行間を圧縮して表示しています）

「子ども虐待相談における保護者援助のあり方に関する調査」

自治体名（ ）
児童相談所名（ ）
調査回答者名（職名 氏名 ）

相談種別を養護（虐待）としているケースについて以下の質問にお答えください。

問1 虐待ケースが平成20年度中に施設・里親等に措置されていた件数をお聞きます。

① 平成19年度末(H20.3.31)現在で27号1項3号の措置をとっていた件数（ ）件

② 平成20年度中(H20.4.1～H21.3.31)に27号1項3号の措置をとった件数（ ）件

③ 平成20年度中(H20.4.1～H21.3.31)に措置変更した件数（ ）件

* 上記質問答えを次の計算に当てはめてください

①（ ）+②（ ）-③（ ）=A（ ）件

問2 問1で導き出した「A」について、以下の表に該当する数を記入してください。

	児童福祉司指導の有無 (ケース数を記入)		措置解除 ケース数 (a)	(a)の内 家庭引き取 りしたケー ス数(b)	(b)の内 引取り後の虐待者との同 居・別居の状況	
					同居	別居
①特定の専門的プログラ ムを実施していない	有	件	件	件	件	件
	無	件	件	件	件	件
②特定の専門的プログラ ムを実施した	有	件	件	件	件	件
	無	件	件	件	件	件

*「特定の専門的プログラム」とは、一般的な家庭訪問やソーシャルワークによる環境調整は含まず、家族再統合を目的とした特別な専門性に基づき、かつ、一定の計画に基づいて継続的に行われる取り組みのことです。

問3 「A」について、措置中に段階的な親子再接触*を実施したケース数（ ）ケース

* 段階的な親子再接触とは、児相・施設が保護者・子どもの状態を判断し、面会・外出・短期外泊・長期外泊を軸に親子交流をコントロールしていくものです。

問4 問2で②(特定の専門的なプログラムを実施した)としたケースについて、実施したプログラムの記号を下記の中から選び、ケース数と利用人数を回答欄にお書きください。もし、実施したプログラムが下記の中に該当しない場合はそのプログラム名と件数を記入してください。

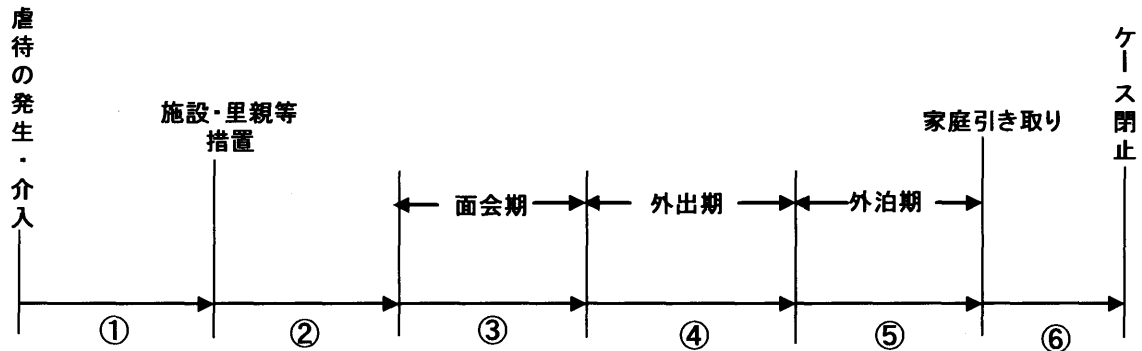
*それぞれのプログラムを融合して行った場合は、ひとつの欄に融合したプログラムの記号を記入してください。

a: サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ
c: MY TREE ペアレンツ・プログラム
e: 精研式ペアレント・トレーニング
h: ナラティブ・アプローチ
j: フォーカシング
l: グループワーク・カウンセリング

b: ソリューション・フォーカスト・アプローチ
d: コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)
g: Nobody's perfect
i: 当事者参画(家族合同ミーティング 等)
k: 認知行動療法的接触
m: 治療契約に基づく個別カウンセリング

	プログラム	ケース数	利用人数		プログラム	ケース数	利用人数
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

問5 下記の図は分離措置をしたケースの発生からケース閉止までの概観で、各局面を以下のように設定し、それぞれを①～⑥としました。この図を参照してお答えください。なお回答にあたっては貴児童相談所での経験に基づきご回答ください。



問5-（1）

以下の【 】は虐待対応における保護者対応の課題領域の内6領域を挙げています。さらにそれぞれの課題領域は内容によりさらにいくつか分類されています。

各課題領域1～6の各項目（アルファベット）について上の最大どの局面まで進めることを許容してきたかを①～⑥で答えてください。

* 記入例：「児童相談所が指摘する虐待について行為も虐待も認めない場合は面会期に進めない」としてきた場合は以下のように記入してください。

課題領域の分類	進めることができる局面
a 行為も虐待も認めない	②

1 【児童相談所が指摘する虐待に対する認識・態度】

課題領域の分類	進めることができる局面
a 行為も虐待も認めない	
b 行為は否定しないが言い逃れ等により虐待の責任は認めない	
c 行為は認めるが言い逃れ等により虐待は認めない	
d 行為は認めるが信条によるとして確信的に虐待を認めない	
e 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める	
f 行為も虐待も認める	

2 【児童相談所が提示する援助を受け入れる態度】

課題領域の分類	進めることができる局面
a まったく受け入れない	
b 消極的に受け入れる	
c 内容により受け入れる	
d 表面上積極的に受け入れる	
e 本心から積極的に受け入れる	

3【親子関係修復の必要性に対する認識及び態度】

課題領域の分類	進めることができる局面
a 必要性の認識がない	
b 必要性の認識はあるが努力しない(できない)	
c 必要性の認識を持ち努力する	
d 必要性の認識をもち努力し、一定の評価できる親子関係の変化が見られる	

4【保護者自身の生活環境改善の必要性の認識及び態度】

課題領域の分類	進めることができる局面
a 必要性の認識がない	
b 必要性の認識はあるが努力しない(できない)	
c 必要性の認識を持ち努力する	
d 必要性の認識を持ち努力し一定の評価できる変化が見られる	

5【子どもの年齢・発達に応じた関わりの必要性の認識】

課題領域の分類	進めることができる局面
a 必要性の認識がない	
b 必要性の認識があるができない	
c 必要性の認識があり、実際の対応が概ねできている	
e 必要性の認識があり、実際の対応も十分にできている	

6【親子交流に対する子どもの状況】

課題領域の分類	進めることができる局面
a 保護者に会いたがらないなど強い拒否を示す	
b 強い拒否は示さないが交流することに不安定状態を示す	
c 強い拒否は示さないが自然な交流ができない	
d 強い拒否は示さないが実際の交流の前後に不安定状態を示す	
e 緊張感や不安な様子もあるが何とか交流でき不安定にならない	
f 概ね安心・安定した交流ができている	
g 安心・安定した自然な交流ができており親に会うことを楽しみにしている	

問5-(2)

以下の項目は保護者援助におけるねらい(目的)です。図中①～⑥の各局面において局面を進めるために、それぞれの局面で必要かつ実施しなければならないと考え実施しているもの上位3項目を(A)欄に、ケースバイケースで実施しているもの最大5項目までを(B)欄に記号を記入してください。

【保護者援助におけるねらい(目的)】

- a 保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ
- b 保護者の子どもの安全についての問題への認識を持たせる
- c 保護者の子どもの安全についての問題解決への動機付けを高める

- d 児相の関与に対する保護者の態度への対応
- e 保護者・家族の生活状況とその課題の改善
- f 保護者・家族の人間関係とその課題の改善
- g 保護者・家族の地域社会との関係とその課題の改善
- h 保護者・家族の親族・知人との関係とその課題の改善
- i 保護者のその他の生活課題の改善への動機づけを高める
- j 保護者の家事・生活能力の向上
- k 保護者の経済・就労課題の解決
- l 保護者・家族の健康問題への対応
- m 夫婦関係
- n 保護者の育児能力の向上
- o 保護者の子どもへの感情、愛着の課題評価と対応
- p 保護者の子どもの発達や気持の理解の向上
- q 保護者の頑なな養育方針や子どもへの執着への対応
- r 親子関係の修復に関する親の変化の動機付けを高める
- s 親子関係の修復に関する客観的評価
- t 保護者の理解力・コミュニケーション能力の問題への対応
- u 保護者の精神科医療問題への対応
- v 保護者の反社会的不適応問題への対応
- w 保護者の非社会的不適応問題への対応
- x 保護者自身の愛着課題の評価と対応
- y 保護者自身のトラウマや情緒的課題への対応
- z 保護者自身の低い自己評価の向上

局面	(A)	(B)	局面	(A)	(B)
①			④		
②			⑤		
③			⑥		

問6 父親に対する援助について以下の質問にお答えください。

問6－(1) 貴児童相談所では援助対象を父親（同居・別居の有無は問わず、かつ実父・養父・継父・内縁を問わない子どもの養育に関わる母親のパートナー）に特化した保護者援助プログラムはありますか。以下の選択肢から選り記号でお答えください。（ ）

- a 特になし（通常のケースワーク・ソーシャルワークの中で必要に応じて父親ともやり取りしている）
- b 必要性を感じているが実施できない
- c 検討中
- d 父親も参加する、両親・家族へのプログラムを実施している
- e 父親に特化したプログラムを実施している

問6－(2) (1)で「b」と回答した場合について、下記の質問にお答えください。

- 1) 父親プログラムについて感じている必要性についてお書きください。

- 2) 実施できない理由についてお書きください。

問6－(3) (1)で「c」と回答した場合について下記の質問にお答えください。

- 1) 対象と考えている父親について選択肢から選り記号でお答えください。（ ）

a: 虐待者である父親 b: 非虐待者である父親 c: 虐待者・非虐待者の区別はせず父親全般

- 2) 検討しているプログラムのねらいについてお書きください。

3) 検討している実施方法についてお書きください。

(

)

4) 実施の見通しについてお書きください。

(

)

問6-(4) (1)で「d」または「e」と回答した場合について下記の質問にお答えください。

1) 対象としている父親及び家族についてお書きください。

(

)

2) プログラムのねらいについてお書きください。

(

)

3) プログラムの実施担当者についてお書きください。

(

)

4) プログラムの実施頻度についてお書きください。

* 不定期の場合は「不定期」を○で囲んでください。

概ね()週に()回 不定期

5) プログラムの期間設定について該当するものを○で囲んでください。

a 概ね()週間 b 1ヶ月～3ヶ月 c 3ヶ月～6ヶ月

d 6ヶ月以上 e 1年以上 f 特に決めていない

6) プログラム実施のための経費について該当するものを○で囲んでください。

a 事業予算として計上 b 計上せず

7) 平成20年度のプログラム利用人数についてお書きください。

()人

8) プログラム使用にかかる著作権について該当するものを○で囲んでください。

a 制限あり b 制限なし

9) プログラム実施者の資格要件について該当するものを○で囲んでください。

a 要件なし b 要件なし

10) プログラムの実施場所について該当するものを○で囲んでください。

a 児童相談所 b 児童相談所以外の場所() c その他()

11) プログラムを導入した時期についてお書きください。

()ヶ月前

12) プログラム導入後の利用者の変化と援助上の効果についてお書きください。

(

)

13) 実施にあたっての課題についてお書きください。

(

)

資料：個票質問紙

ここからは平成 20 年度中に児童福祉法第 27 条 1 項 3 号の措置を解除したケースのうち、相談種別が虐待のケースについて質問させていただきます。下記の質問をお読みいただき、回答については別紙回答用紙にご記入ください。

* 1 ケースにつき 1 枚の回答用紙を使用しご回答ください（回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします）。

K-1 解除先について次の中から選び記号をご記入ください。

a: 家庭引き取り b: 就労自立 c: 自立援助ホームなど d: その他()

K-2 解除時の学年・年齢について選択し記号をご記入ください。

【学年区分】a: 0～1、 b: 1～2、 c: 3～6、 d: 小 1、 e: 小 2、 f: 小 3、 g: 小 4、 h: 小 5、 i: 小 6
j: 中 1 k: 中 2、 l: 中 3、 m: 高 1 n: 高 2、 o: 高 3、 p: 中卒、 q: 高卒、 r: 専門学校
s: その他()

K-3 性別について該当する方に○をつけてください

K-4 措置時の虐待種別について、該当する主たる虐待種別には◎、従たる虐待種別には○をつけてください

K-5 措置期間について以下の問いにお答えください。

- * 過去に数回の入所があるケースの場合は直近の入所について記入してください。ただし、措置変更の経過があるケースは通算をお願いします。
- * 日数の端数が出た場合については、15 日未満は切り捨て、15 日以上は切り上げて記入してください。

K-5-（1）入所期間を月数でご記入ください

K-5-（2）措置停止の措置をした場合はその月数を記入してください。措置延長の措置をしなかった場合は「なし」とご記入ください()ヶ月

K-6 措置解除後の処理について該当するものを選択し記号をご記入ください

a 児童福祉司指導（新規） b 児童福祉司指導（継続） c 継続指導
d ケース閉止 e その他(具体的に解答用紙のカッコ内に記入)

* 措置中に児童福祉司指導をして、措置解除後も継続しているケースについては(継続)の方を選んでください

K-7 K-6の処理の内容について保護者に提示した内容と保護者に提示していないが設定した内容について簡単にお答えください。

例: (半年間児童福祉司指導とし、家庭訪問及び母子通所面接を実施する)

(3ヶ月間継続指導とし、学校から生活状況を聞き取る) など

K-8 虐待加害者について主たる虐待加害者と従たる虐待加害者をそれぞれ選択し記号をご記入ください。主従がはっきりしないなどの場合は該当する人物すべての記号を「不明」欄にご記入ください。

- a.実母 b.養母 c.継母 d.内縁女性 e.父親のガールフレンド
f.実父 g.養父 h.継父 i.内縁男性 j.母親のボーイフレンド
k.親族(回答欄のカッコ内に具体的に記入) l.きょうだい(回答欄のカッコ内に具体的に記入)
m.その他(回答欄のカッコ内に具体的に記入)

例;母子家庭で実兄からの性的虐待の場合→「主たる虐待加害者」;i(実兄)、「従たる虐待加害者」;a

K-9 措置時の状況について以下の問にお答えください。

K-9- (1) 措置時に同居していた家族メンバーについてお答えください。

- * 問8で回答した虐待加害者の動向については必ず記入してください。
- * 同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

例;(実父母、本児、近所に母方祖父母)など

K-9- (2) 措置時における保護者の虐待に対する認識・態度について選択し記号をご記入ください。

- * 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 虐待を認めていた
- b 行為は否定しないが、言い逃れ等により虐待の責任は認めていなかった
- c 行為は認めるが、言い逃れ等により虐待は認めていなかった
- d 行為は認めるが、信条によるとして確信的に虐待を認めていなかった
- e 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
- f 行為も虐待も認めていなかった
- g 不明

K-9- (3) 措置時における保護者の児童相談所が提示した援助に対する態度について選択し記号をご記入ください。

- * 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 本心から積極的に受け入れていた
- b 表面上積極的に受け入れていた
- c 内容により受け入れていた
- d 消極的に受け入れていた
- e まったく受け入れなかった
- f 不明

K-10 解除時の状況について以下の問にお答えください。

K-10- (1) 解除時の同居家族メンバーについてご記入ください。

- * 問8で回答した虐待加害者の動向については必ず記入してください。
- * 同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

例;(実母・本児 離婚した実父は別居だが月1回交流 近所に母方祖父母)

K-10- (2) 以下の質問について選択し記号をご記入ください。

K-10- (2)-1 入所時の主訴となった虐待のリスク

- a 虐待のリスクは完全に消失した
- b 虐待のリスクはほぼ消失した
- c 虐待のリスクはまだ残っているが、在宅可能程度に低下した

K-10-(2)-2 虐待状況改善に向けての保護者の行動

* 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 虐待状況改善にむけて努力した結果、改善した
- b 虐待状況改善にむけて積極的に努力したが、改善には至っていない
- c 虐待状況改善にむけて積極的に努力したが、改善を確認できない
- d 虐待状況改善には表面的な努力をしたのみで、改善には至っていない
- f 虐待状況改善には表面的な努力をしたのみで、改善を確認できない
- g 虐待状況改善に向けて努力していなかったが、他の要因により虐待状況が改善した
- h 虐待状況改善に向けて努力していたが、実際の改善は他の要因により改善した
- j 虐待状況改善に向けた努力はなく、改善にも至っていない

K-10-(2)-3 措置解除時における保護者の虐待に対する認知状況

* 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 虐待を認めていた
- b 行為は否定しないが、言い逃れ等により虐待の責任は認めていなかった
- c 行為は認めるが、言い逃れ等により虐待は認めていなかった
- d 行為は認めるが、信条によるとして確信的に虐待を認めていなかった
- e 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
- f 行為も虐待も認めていなかった
- g 不明

K-10-(2)-4 措置解除時において保護者の児童相談所が提示する措置中の援助に対する態度

* 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 本心から積極的に受け入れていた
- b 表面上積極的に受け入れていた
- c 内容により受け入れていた
- d 消極的に受け入れていた
- e まったく受け入れなかった

K-10-(2)-5 措置解除時において保護者の児童相談所が提示する解除後の援助に対する態度

* 保護者が二人いる場合で、両者の認識・態度が違っていた場合は両者についてお答えください。

- a 「問題は解決したので必要ない」という態度
- b 「問題は解決していないが必要ない」という態度
- c 「問題は解決していないので受け入れる」という態度
- d 「問題は解決したがなお受け入れたい」という態度
- e 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れる」という態度
- f 「問題解決の有無に関わらず内容により受け入れる」という態度

g 「問題解決の有無に関わらず消極的に受け入れる」という態度

K-10-(2)-6 虐待再発リスクに対する安全評価

- a 地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる
- b 親族を含む家族内のキーパーソンを中心とした安全の確保できる
- c 子どもの成長・発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる
- d 児相による関係性の中での在宅指導で安全を確保できる

K-10-(2)-7 特殊な引き取り例該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。

* 該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。

- a 保護者の強い引き取り希望に応えた
- b 強制的引取り
- c 子どもが施設不適應となり、やむを得ず措置解除とした
- d 子ども自身が自ら措置施設を出てしまい、施設に戻ることを強く拒否したため措置解除とした
- e その他やむをえない事情により措置解除した

* やむをえない事情について差し支えない範囲でカッコ内にご記入ください。

K-11 措置解除にあたり地域機関との連携の有無について該当する方を丸で囲んでください。
また、「有」を選択した場合は該当する機関を丸で囲んでください(複数可)。

K-12 解除後の援助において連携している(した)地域機関について該当する機関を丸で囲んでください(複数可)。

K-13 面会～外出～外泊～措置解除までの段階的親子再接触の実施について以下の質問にお答えください。

K-13-(1)段階的親子再接触の実施計画を作成について該当する方に丸をつけてください。

K-13-(2)段階的親子再接触の実施計画を作成した場合、作成したのは誰ですか。該当するものを選択し記号をご記入ください。

- a: 担当福祉司 b: 担当福祉司以外の貴児童相談所職員(解答欄のカッコ内に具体的に記入)
- c: 担当福祉司とそれ以外の貴児童相談所職員により作成(解答欄のカッコ内に具体的に記入)
- d: 貴児童相談所以外の児童相談所職員(解答欄のカッコ内に具体的に記入)
- e: その他(回答欄のカッコ内に具体的に記入)

K-13-(3)段階的親子再接触の実施状況について該当するものを選択し記号をご記入ください。該当する項目がない場合はその他を選択し、カッコ内にご記入ください。

- a 順調に進んだ
- b 途中若干の中断はあったが、ほぼ順調だった
- c 順調とはいえない状況であったが、一応面会～外出～外泊～措置解除の手順を踏まえた
- d 保護者の都合による中断が多く、当初の計画よりかなり少ない回数になってしまった
- e プログラム実施を開始したが、途中で中断しそれ以降実施できなかった

- f 再接触プログラムの提示を保護者にしたが実施できなかった
- g 再接触プログラムの検討はしたが、実施していない
- h 再接触プログラムは実施していない
- i その他(回答欄のカッコ内に具体的に記入)

K-14 このケースについて措置中に保護者と初めて面会を実施した時から措置解除までの期間についてご記入ください。

K-15 現在の状況について以下の選択肢から選択し記号をご記入ください。

- a 経過良好なのでケース閉止
- b 経過良好で在宅支援を継続
- c 経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続
- d 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続
- f 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を継続(ケース継続中)
- g 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を再開(ケース閉止後)
- h 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離措置
- i 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したので再分離措置(ケース閉止後)
- j 18歳となったのでケース閉止した
- k 転居・転出によりケース移管した
- l その他(回答欄のカッコ内に具体的に記入)

K-16 K-15でd～iと回答した場合、そのような状況になった時期はいつですか。カッコ内にご記入ください。

調査はこれで終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

個別ケース回答用紙

K-1	()				
K-2	学年	()	年齢	才	K-3 男・女
K-4	身体的虐待		ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
K-5-(1)	()ヶ月		K-5-(2)	()ヶ月	
K-6	()				
K-7	保護者に提示した内容 ()				
	保護者に提示していないが設定した内容 ()				
K-8	主たる虐待加害者 ()		従たる虐待加害者 ()		
	不明 ()				
K-9-(1)	()				
K-9-(2)		K-9-(3)			
K-10-(1)	()				
K-10-(2)-1			K-10-(2)-2		
K-10-(2)-3			K-10-(2)-4		
K-10-(2)-5					
K-10-(2)-6	()				
K-11	有	無			
	有の場合連携した機関(下記の中から選び記号に○をつける) a: 要保護児童対策地域協議会 b: 市町村児童家庭相談主管課 c: 学校・保育所など子どもの所属 d: 警察 e: 児童委員 f: 保健センター g: 医療機関 h: その他()				
K-12	a: 要保護児童対策地域協議会 b: 市町村児童家庭相談主管課 c: 学校・保育所など子どもの所属 d: 警察 e: 児童委員 f: 保健センター g: 病院 h: その他()				
K-13-(1)		K-13-(2)		K-13-(3)	()
K-14	()ヶ月				
K-15	()				
K-16	()ヶ月				